

Title	自由党名古屋事件裁判考
Sub Title	The trial of liberal political party for the attempted insurrection in Nagoya (1883-1886)
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.3 (1963. 3) ,p.1- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630315-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630315-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 自由党名古屋事件裁判考

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 名古屋事件の概況
- 三 名古屋事件裁判の経過
- 四 名古屋事件裁判の問題点
- 五 むすび

## 一 はしがき

明治十七、八年前後、名古屋自由党の有志大島渚、富田勘兵衛、久野幸太郎等二十数名が、数年間にわたり、内乱陰謀の軍資金かせぎの強盗を各地で行い、強盗並びに殺人の罪で処刑されたのが、名古屋事件である。この事件の中には、名古屋近傍平田橋附近において巡查を惨殺したいわゆる平田橋事件がふくまれているので、名古屋事件すなわち平田橋事件の観を呈している。

従来、名古屋事件の内容を伝える文献は、必ずしも少くないが、それらは、明治三十六年に出版された関戸覚蔵「東陲民

権史」がほとんど唯一の典拠となつている。「自由党史」(明治四十三年)も、同書の記述を多少潤色したものにすぎない。その他、名古屋事件にふれている文献、例え、田岡嶺雲「明治叛臣伝」(明治四十二年)、「名古屋市史・政治篇第三」(大正四年)、斎藤熊蔵「日本政党発達史」(大正六年)、伊藤痴遊「明治裏面史・続篇」(大正十三年)、関豊作「大島宇吉翁伝」(昭和七年)、鈴木清節「三河憲政史料」(昭和十六年)、野田兼一「大島宇吉翁伝」(昭和十七年)など、いずれもそれと大同小異である。

「東陞民権史」は、事件を次のように伝えている。<sup>(1)</sup>

奥宮健之東京を發して九州に遊ばんと欲し……十七年春飄然西下の途に就き……名古屋に致り、塚原(久輪吉一)手塚註、以下同じ、祖父江(道雄)に面し、暫く公道協會に足を止むることとせり。一夕塚原、祖父江及び岡田利勝と会飲し、談時事ニ涉り、悲風颯として生ず。一氏曰く、高知県人の言行何ぞ其一致せざるや、人毎に拳兵や革命を口にせるも未だ嘗て之を實行したる者あるを聞かず、余等の尤も惑ふ所なり。奥宮(高知県土佐郡出身)怒て曰く、否々、高知県人は維新以降常に社会に率先して困難に趨走し、事の實行を以て自ら任ぜらることなし……議論沸くが如く鉄拳交々飛はんとせしが、復た一笑ニ付して已む。遂に胸襟を開き、政府顛覆を企つ……奥宮の親しく微細の事まで談合せしは、名古屋人士即ち塚原、祖父江、岡田、久野(幸太郎)等なりき。……只管兵を挙ぐるの議を凝せり。十七年八月十一日、同志十一名例の如く山中に密集し、帰途名古屋を距る凡そ三里許、平田橋に指掛れり、夜已に十時を過ぎ強雨盆を覆す。巡查三名前面より致るに逢ふ。俄然衝突し、互ひに刀を抜て格闘す。遂に二人を斃し、一人を走らしむ。久野は印刷業なるを以て、盛んに紙幣を賈造し、軍資に充つるの計を為す。又、大島渚、鈴木松五郎、富田勘兵衛等は非常手段を行はんと、愛知大草村役場に国税の徴収金あるを聞き、白昼闖入し、現金若干を奪うて去る。是歲十月、自由党大会を大阪に開くの報あり。奥宮、塚原二氏往て之に臨席し、塚原先づ帰郷の途に上り、奥宮滞阪數十日……二氏到着前一日、陰謀謀く兇路し、久野、塚原、祖父江、岡田を首め、大島渚、鈴木松五郎等二十余名縛に就く。(句読点・手塚)

この説明では、名古屋事件は、平田橋巡查殺しと長草村役場の強盗だけで、その主謀者は奥宮健之であつたような印象をうける。同書を典拠とした前掲諸文献は、事実、この轍をふんでいる。伊藤痴遊氏はさすがに「星亨」伝において、名古屋

事件を述べられた際、「十数件の強奪事件が露見して、遂に一同は処罰される事になつた」と述べられているが、これとも、その「十数件の強奪事件」の内容には全くふれておられない。こうした従来の文献を以てしては、奥宮の来名数ヵ月前から行動が開始され（奥宮が参加したのは、平田橋事件のみ、約二年八ヵ月の長期にわたり、殺人二件をふくみ、強盗傷害、強盗、強盗未遂等、合せて五十余件におよんだ名古屋事件の全貌は、到底これを把むことが困難であろう）。

終戦以来、自由民権運動とくに自由党関係諸暴動事件の研究は、飛躍的に発展を遂げつつある。それに対する歴史的评价も、さまざまな角度から行われている。諸暴動事件を、自由民権運動の真髄であるとする立場もあれば、そうした諸事件自体にはたかい評価をあたえず、「時としては道德的基準からも墮落した」「暴発的行動」とみる見解もある<sup>(3)</sup>。その場合、いかなる評価をくだすにしても、まず事件そのものの内容を、正確且つ詳細に把握することこそ、必要欠くべからざる前提条件であろう。前に述べたごとく、これまでその内容が余りにも知られることのすくなかつた名古屋事件の場合、とくにその感をふかくする。

本稿は、名古屋事件裁判関係資料<sup>(4)</sup>を利用し、名古屋事件の内容を出来るだけ詳細に把え、さらにその裁判の経過、そしてまたその裁判にはどのような問題点があつたかを考察せんとするものである。将来、明治自由民権史上における名古屋事件の意義が、分析、討究される場合、本稿が、なほどうかの基盤を提供するとすれば、私としては望外の倖せである。

(1) 関戸覚蔵「東陞民権史」・五七九頁以下。

(2) 伊藤痴遊「星亨」・「伊藤痴遊全集」第九卷（昭和四年）・二八六頁。

(3) 原口敬明「自由民権運動」・「明治維新史研究講座」第五卷・二二八頁。この論考は、自由民権運動研究の歴史と展望を要領よくまとめたものである。

(4) 私が利用したのは、法務図書館蔵「愛知県大島渚等強盗事件書類」全二冊と、名古屋地方検察庁所蔵「明治十九年第四期重罪裁判記録」中にふくまれている名古屋事件関係文書である。前者は、検挙開始以来、当時の名古屋始審裁判所検事澄川拙三と、司法省検務局長青山貞との間に取り交わされた往復文書、澄川検事が提出した警察、檢察関係の文書を一括、集録したものであるが、明治十八年三月以降の資料を欠く。し

かし、後者には、警察、檢察、予審、公判関係の文書が、ほとんど完全に保存されている。本稿に引用する裁判関係資料は、とくに他の文献に  
よることを明記しない限り、それらの文書に拠つたものである。

## 二 名古屋事件の概況

明治十七年九月の加波山事件、同年十月の秩父騒動、同年十二月の飯田事件など、他の自由党関係諸暴動事件と、ほぼ時  
を同じくした名古屋事件ではあるが、発端は中でもつとも早く、明治十六年の末からであつた。

その頃の名古屋自由党の模様を、伊藤痴遊氏は、次のように述べている。<sup>(1)</sup>

明治十七年の前後に、名古屋の自由党は、非常なる勢で、發展して行つた。祖父江道雄、大島宇吉、久野幸太郎、大島渚、塚原九輪  
吉、鈴木滋、岡田利勝、木俣甚助、内藤魯一、近藤寿太郎、<sup>(2)</sup> 渋谷良平等の連中が郡市に跨がつて、盛に活動していたので、改進黨は、殆  
んど足を踏み込む余地もない位に自由党の勢力が蔓つて居た。

此処にも、温和派と過激派の二組があつて、何れも党内で軋轢をして居た。内藤、大島(宇吉)手塚註等は、漸進主義を執つて、穏  
に進んで行かうと云ふことを、常に唱へて居たが、祖父江の一派は、常に過激なる説を唱へて非常手段に非ざれば、政治の改革は出来  
ないと云ふ説を、固く持して動かかなかつた。それが為めに動ともすれば、両派の軋轢はあつたが、併し、党の勢力を擴張する上には、共  
に力を添へて居たので、愛知自由党なるものの勢力は、非常に盛なものであつた。

この中で、名古屋事件に関係したのは、久野、大島渚、塚原の三人で、祖父江、岡田は、後に述べるごとく容疑をうけた  
だけで終つた。大島等の強盜事件の最初は、十六年十二月であり、そうした謀議がなされるに至つた経緯は、かならずしも  
明らかでないが、関係者の述べるところによれば、次の通りである。まず、大島渚は、逮捕当時、名古屋警察署の警部補近  
藤実秀の取調に対し、その発端を次のように述べている(明治十八年一月十日)<sup>(六日・警察調査書)</sup>

最初八山内徳三郎義我宅へ来り国事ヲ改良スルニハ第一金員カ入用ナルモ別ニ金策ノ道モ無之乍悪事強盜ヲ働キ軍用金ヲ作りテハ如何

ト申スニ同意致シタリ……明治十六年十二月ノコトト覺ユ……其ノ後又山内徳三郎宅於テ久野幸太郎萩野浅五郎鈴木松五郎富田勘兵衛  
自分等集合シ弥々強盜ヲナスコトニ決シタリ

その後、公判廷（二十年二月四日）で、同じく大島は次のごとく述べている。

強盜ヲ為スノ原因ハ山内徳三郎カ国事改良スルニ付テハ他府県ノ自由黨員ト交際ヲ広クササネハナラヌニ付公道協會ヲ設ケ度夫レニ付  
テハ其費用ニ充ツル為メ金ノアル処ヘ行キ取り来ラント相談ヲ為シタリ

二年有余を隔てた二つの自白が、共に山内の發議であつたことを述べているのは、それが真実であつたとみてよからう。

山内自身は警察の取調で次のように述べている（明治十七年十二月二日）。

（十三日・警察調書）

自分ハ旧自由党ノ老人ニ有之候処昨十二月中（明治十六年―手塚註）同黨員ナル大島藩方ニテ鈴木松五郎種村鎌吉佐藤金次郎萩野浅五郎  
富田勘兵衛等集合致シ其節ノ相談ニ国事改良ヲ計ルニハ金員カ第一入用ニ付人家ニ押入り強奪シ積金ヲナシ事ヲ舉ルノ予備ニセント一決  
シタルヲ以テ強盜ヲ為シタリ

謀議に参加した者の氏名が、若干くいちがつている。名古屋重罪裁判所の判決によると、最初の強盜（十二月九日）の参加  
者は、大島、萩野、富田、鈴木松、鬼島貫一、傍島叡蔵、二回目（十二月二十四日）は、大島、萩野、富田、鈴木松、三回目  
（十二月二十六日）が、萩野、富田、鈴木松、鬼頭弥助であるから（後掲犯罪事件一覽表参照）、当初、山内と大島とで謀議し、萩  
野、富田等を誘導して、事の決行にふみ切つたものと、理解すべきであらう。自由党の有力者久野幸太郎が加入したのは、  
それから間もなくであつた。彼自ら次のように語つている（二十年二月五）。

（日・法廷記録）

自分カ強盜ヲ為ス起リハ明治十六年十二月三十日午後二時頃大島藩ヨリ国事上ノコトニ付御相談致シ度就テハ山内徳三郎方迄来テ呉レ  
ト申遣シ候故自分モ国事ノコトニハ熱心故山内方ヘ参リタル処大島萩野鈴木等カ来合セ居リ……大島カ申スニハ国事改良ニ就テモ金カ第  
一入用故費用アツマリナクハ其方法ヲ話ストテ強盜ノ話ヲ仕懸ケタル故自分ハ左様ナコトハ不承知ナリト申タレハ大イニ怒リ巴ニ自分ニ

(まま)  
ヒストルヲ向ケ発砲セントノ勢ヒ故自分モ爰ニ決心シ云々

そして同日夜の強盗には彼も同行したというのである。

他方、同じく自由党の有力者であつた塚原九輪吉は、国事改良の「軍資金」をうるため、贋造紙幣の印刷を計画、それを久野に打ち明けていた。塚原は次のように述べている (明治十七年十二月、  
廿八日・警察調書)。

実ハ紙幣贋造スルニ就キ其器械買入ニ就キ金員ノ必用ナルカ故ニ其資本ヲ求メシテ強盗ヲ行ヘリ……紙幣贋造ノ上ハ之レヲ軍資トシ現日本政府ヘ抵抗センコトヲ目的ト致シ居レリ……紙幣贋造ノ念慮ヲ起シタルハ実ニ四五年以前ニ有之レカ試ニ着手シタルハ昨年頃ニアリタリ……右ハ本町二丁目久野幸太郎ト一昨年十月頃自分ノ家宅ニ於テ密謀シ……自分ハ専ラ紙幣贋造ニ従事シ久野幸太郎ニ在テ有志者ヲ誘導シ強盗ヲ為サシメ其都度々々掠奪金ヲ送付シ贋造ノ入費ニ供用スルノ約ニアリ既ニ是迄幸太郎ノ手ヨリ金五拾円送付越セリ

久野自らも、これを次のごとく肯定している (明治十七年十二月、  
廿七日・警察調書)。

自分ハ不細工ナル性質ナレトモ塚原九輪吉ハ常ニ茶碗ノ絵ヲ書キ業ハヒトナシ居リ且ツ小細工ニハ長ケ居レハ同氏ヲシテ紙幣贋造ニ専担セシメ置キ自分ハ其費用則チ盜業ニ奔走致シ居リ候……彼等(大島等を指す)手塚註)ノ思想ヲ見ルニ強盗ヲ為シ掠奪金ヲ以テ直チニ軍資ニ充テ兵器等ヲ買入ル、見込ミナリ然ルニ自分等ハ……強盜位ニテハ大金ヲ得ルモ限アレハ紙幣ヲ贋造スルノ要用ナルトノ意見ナルヲ以テ其旨独リ大島落迄ニ咄シ同氏ノ賛成ヲ得タリ単ニ大島迄ニ咄シタル訳ハ外数名ノ者ハ学識アルニ非ラス事ヲ謀ルニ足ラサルヲ以テナリ

こうした陳述を総合して考えると、大島、山内等の強盗計画と、塚原の紙幣偽造計画とが、久野を軸として結合したとみることが出来る。それでは、彼等は「軍資金」を獲得してから、何を為さんとしたのか、これを知る資料には、次の久野の陳述以外にはみるべきものがない (同前・警)。

自分カ強盜ヲ行ヒタルヤ一己私慾ニ出テタルモノニ無之現日本政府ヲ顛覆セシムルヲ目的トシ腕力則チ兵挙ノ軍資ニ充ント考ヘ不得止我カ本意トセサル盜罪ヲ犯シ……成程事成ラス中途ニシテ發覺シ今日我カ身ノ上トナリテハ甚タ恥ヘキ至リナレドモ我カ盜業ヲ為スニ當リテハ我國古ノ英勇木下藤吉ノ如キ來歴ヲ顧慮シ一ト度民人ヲ虐タケルモ事成リテノ後底分ノ恤ヲ与フレハ敢テ恥ヅヘキ非ラスト考ヘ遂ニ盜意ヲ惹キ起シタリ……目下我國ノ景勢ヲ視察スルニ國權不奮從テ外交不全條約改正ノ遅々スルヲ以テ証スルニ足レリ亦タ政府ガ民人ヲ虐ヒタケルコト甚タシ之レガ一証ヲ挙レバ年々歳々新法ノ出ルニ從ヒ課税ノ種類ヲ増シ税額ヲ重クシ若シ不納者アラバ家財ヲ挙テ公買処分ニ付シ毫モ假借スル処ナキヲ以テ知ルニ足尚ホ其他新聞條例集會條例県會條例等ノ蔽則アツテ民權ヲ束縛スルコト甚タシ事爰ニ及ホス原因推究セバ民人ニ參政權ヲ与ヘス独リ有司ノ擅政ニ基クナラント思料シ日一日モ國會開設ノ速カナランコトヲ希フト雖モ其期限ニ至リテハ既ニ業々聖勅モアリ如何トモスルコト不能去リ目下ノ狀況黙過スルニ不忽然ラハ之レガ改良ヲ計ラントセンカ廟堂ノ狀況普通一片ノ總当手段ニテハ事行ハレスト考ヘ於茲奮然起テ腕力則チ兵力ニ訴ヘ我ガ不良ト見認タル政府ニ抵抗シ法律ヲ求メント欲スルノ念ヲ起シタリ

しかし、拳兵計画については「未タ方法手續ヲ計画スルニ至ラス漸ク金備ノ一部ニ着手シタル迄ナリ」と述べている。

かくして、十六年十二月以降、毎月三、四回ずつ県下各地で強盜が行われたが、塚原の紙幣偽造の方は遅々として進まず、後ちに事件発覚後、見本刷りとして押収された紙幣の裏面一枚も、鑑定の結果、真券と判明したので（明治十八年十一月十日川研三より名古屋輕罪裁判、紙幣偽造の一件は、公訴状の訴因にも入っていない。）<sup>(4)</sup>所判事補桜井祥三宛鑑定書。

彼等の強盜開始後、約半歳を経た十七年六、七月頃、名古屋自由党の有志は、長者町に公道協會を設立した。発起人は岡田利勝（明治二十年二月八日・公）、近藤寿太郎、祖父江道雄、渋谷良平、吉村明道、小塩美之、杉田惣太郎、加藤喜久治、兼松政幹、大島宇吉、三輪秀重（明治十八年三月二日・名古屋輕罪裁判）等で、幹事は「大島ニ加藤」（明治二十年二月十日・公）であるが、實際に會を牛耳つたのは、祖父江と岡田であるといふ。<sup>(5)</sup>同會は壯士養成所で、「腕力党」ともいわれたとのことである。久野、塚原、大島、山内徳等、強盜関係者の多くは、同協會に入會した。



この公道協会とまぎらわしいものに、村松愛蔵の公道館がある。愛知県田原地方の自由党の中心人物であつた村松愛蔵は、明治十五年三、四月頃に名古屋へ来り、宮町の愛岐日報社、長者町の成文社などを転々とし、十六年七、八月頃、小市場町の竹内スエ方に寄留、公道館と称して訴訟鑑定<sup>(7)</sup>の業をはじめ、名古屋の同志と連絡を採りつつ党勢の拡張を計りつつあつた。この公道館を舞台とした内乱陰謀が、飯田事件である。飯田事件の発覚当初(十七年十二月)、村松と交際のあつた久野、岡田、祖父江等は、同事件の容疑で逮捕され、無関係とみとめられるや、次に名古屋事件容疑にきりかえられたことは、後述の通りである。

この公道館と、公道協会とは、これまででも別の組織であるとした文献もなくはなかつたが、多くの場合、混同して考えられてきた。<sup>(9)(10)</sup>名古屋事件の発覚は、飯田事件の検挙からであるとか、またはその逆に、名古屋事件の検挙から飯田事件が発覚したという誤解を生じた原因の一つはここにあらう。<sup>(11)</sup>

それはともかく、公道協会の幹部である岡田、祖父江が、大島等の強盗事件と、全くの無関係であつたかどうかが問題である。岡田、祖父江のみならず、塚原、久野および奥宮健之の五名が、十七年七月、富田、鈴木松等を教唆して強盗を行わせたという一件が公訴状にあつたが、判決の結果、この件が無罪になつたことは、後ちに述べる通りであるが(本稿四八頁参照)、判決が判断したごとく、岡田、祖父江は強盗事件と実際に何の關係もなかつたのであらうか。大島の自由によると、強盗の相談の席上に岡田が列席したことがあるというし、また祖父江については「自分ノ考ニハ岡田塚原久野共ヨリ報告シテ計画セシモノト存シマス」(明治十八年一月廿日・警察調査)とも述べている。また、岡田の自由によると「公道協会開会ノ節寄附金セシ者三名有之其中一名ガ則チ大島渚ニ有之シ故其節始メテ面会シ知ル者ト相成タリ」(明治十七年十二月十二日・警察調査)と述べているが、この大島の寄附というものは、強奪金ではなかつたのか。さらに種村は、祖父江、岡田、久野、塚原について「是レハ各自由党ノ人々ニテ今度我等ノ強盗事件モ右ノ四名カ取締ヲナシ居ルト富田勸兵衛ヨリ嘗テ聞及ヒ居候」とも述べている(明治十八年一月六日・警察調査)。こ

した事情からみると、岡田、祖父江と大島等との関係には、まだ割り切れない謎がのこつているように思われる。<sup>(12)</sup>

公道協会設立後も、なお大島等の強盗は継続し、同年末、大島等が検挙されるに及んでも、なお逮捕を免かれた富田勘兵衛等によつて、ひきつづき強盗による資金かせぎはつづけられ、結局、十六年十二月以降十九年八月までの約二年八ヶ月間に、強盗三十七件、強盗傷害五件、強盗未遂七件、殺人二件、その他若干の附帯犯をふくみ、合計五十五件（判決数）の犯罪に達している。

次に、これらの犯罪事件一覧表を掲げよう。

前註(1) 事件は年代順に配列した。

(2) 「澄川検事より検務局長への報告」というのは、次節で詳述するが、検事が本省への報告に添えて提出した事件の一覧表である。十八年三月までの取調で判明した事件とその容疑者、及び彼等の犯行と推定された事件を一括したものである。したがつて、実際には彼等の犯行ではなかつた事件もかなり含まれており（備考欄に註記した）、また彼等の犯行であつて洩れているものもある。すなわち公訴状にあつて、この報告にない事件は、その後の取調で判明した分である。

(3) 検事の公訴状は、十九年九月二十一日と二十年一月二十日の二回にわけて提出された。前者が「第一公訴状」、後者が「第二公訴状」である。

(4) 「判決」とあるは、明治二十年二月二十日、名古屋重罪裁判所のそれである。公訴状の内容と判決の結果との相違は、備考欄に註記した。

(5) 「被害品」は、右判決書の記載による。

犯罪事件一覧表

年月日	被害者又は犯罪の場所	被害品	十八年三月、澄川検事より報告による犯人	第一公訴状	第二公訴状	判決	備考
十六年十二月九日午後十二時	東春日井郡稲葉村 松原市右衛門	金五十円余 他数品	大島 渚 萩野 浅五郎 鬼島 貫一	1 大島 渚 萩野 浅五郎 鬼島 貫一	1 大島 渚 萩野 浅五郎 鬼島 貫一	1 大島 渚 萩野 浅五郎 鬼島 貫一	検務局長への報告では、鬼島が鬼頭となつてゐる。

十六年十二月三十日 大島落宅において 赃物領得	十六年十二月十日午後七時 強盗	十六年十二月十八日午前三時 強盗未遂	十六年十二月十六日 大島落宅において 赃物領得	十六年十二月十六日午前一時頃 強盗	十六年十二月十四日午後十二時頃 強盗	(負傷)
	愛知郡千種村 大野紋之助	愛知郡弥富村 竹居勘右衛門		愛知郡小本村 西生寺	愛知郡鳴海村 久野輝彦	
	金六十三円 余他数品	ナ シ		金銭若干他 数品	金五十銭程 刀一本	
	大島萩五郎 萩五郎 久野松五郎 久野松五郎 山内徳三郎 加藤三郎?	大島萩五郎 萩五郎 佐藤徳三郎 内藤徳三郎 鬼頭弥助			大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 内木勘五郎 米徳三郎 加藤三郎	富田松助 萩五郎 萩五郎 萩五郎 萩五郎 萩五郎
41	4	3			2	
寺西住之助	大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 久野松五郎 山内徳三郎	大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 内藤徳三郎 佐藤徳三郎		大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 内木勘五郎 米徳三郎 加藤三郎	大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 内木勘五郎 米徳三郎 加藤三郎	富田松助 萩五郎 萩五郎 萩五郎 萩五郎 萩五郎
			2	1		
			寺西住之助	大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 内木勘五郎 加藤三郎		
37	4	3	37	38	2	
寺西住之助	大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 久野松五郎 山内徳三郎	大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 内藤徳三郎 佐藤徳三郎	寺西住之助	大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 内木勘五郎 米徳三郎 加藤三郎	大島萩五郎 萩五郎 富田勘五郎 内木勘五郎 米徳三郎 加藤三郎	富田松助 萩五郎 萩五郎 萩五郎 萩五郎 萩五郎
寺西は、大島より 贓物たる金銭を受 取る。			寺西は、大島より 贓物たる金銭を受 取る。	大島には、公判に ついては、公訴を 棄つた。公判は、 無罪となつた。	公判に ついては、公訴を 棄つた。公判は、 無罪となつた。	

十七年一月七日 午後七時頃 強盜	海東郡犬井村 大河内宗助	金銭若干他 数品		富田勘兵衛落	大島勘兵衛落	富田勘兵衛落	富田勘兵衛落	富田勘兵衛落	富田勘兵衛落
十七年二月二十 四日、午後十時 強盜	碧海郡駒場村 加藤寿太郎	金七円余他 風呂敷一枚		大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落
十七年三月三日 午後九時頃 強盜	名古屋区宮町 長谷川与四治	金四十二円 程他数品		大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落
十七年三月六日 午後六時 強盜	知多郡小ノ浦 村 山本定助	金銭若干他 数品		大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落
十七年四月二日 午後九時頃	愛知郡鳴海村 木村源市	金八円四十 錢他数品		大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落	大島勘兵衛落

自由党名古屋事件裁判考

鈴木については、  
公判において、検

検務局長への報告  
にある弥七は弥助  
の誤り

強盜	十七年四月十九日午後十二時頃	海西郡竹田新田 伊藤嘉十郎	金六円八十 二銭 短刀一本	鈴木松五郎 種村鎌吉郎 佐藤金次郎 山内藤一郎	10						事が公訴を抛棄した。
強盜	十七年四月二十一日午前一時頃	知多郡乙川村 石川藤兵衛	金六十円余 他数品	大島五郎 萩野五郎 野田五郎 鈴木五郎 富松五郎 久松五郎 鬼頭五郎	12						
強盜	十七年四月二十一日午前二時頃	知多郡荒尾村 早川新藏	ナ シ	三、四人	13						
強盜	十七年五月七日午前三時頃強盜未遂	知多郡名和村 高井常右衛門	金十五円他 数品	四人							
強盜	十七年五月十五日夜窃盜	知多郡名和村 早川辰次郎	酒類八合	不明							同前。
強盜	十七年五月二十日午前二時頃	西春日井郡土器野新田	金二十七円 六十銭	大島五郎 萩野五郎							同前。
強盜	十七年五月二十日午前二時頃	東春日井郡小牧原新田 穂積太左衛門	金百二十円 余他数品	大島五郎 萩野五郎 野田五郎 鈴木五郎 富松五郎 久松五郎 鬼頭五郎	13						当初、大島らの犯行と、誤認されたもの。

強盗 十七年六月二十二日、午後十二時頃	強盗 十七年六月十八日、午前二時頃	強盗未遂 十七年六月十八日、午前一時頃	強盗 十七年六月十二日、午前二時頃	強盗 十七年六月三日、午前三時頃	強盗 十七年五月二十三日、午前一時頃	強盗 天野佐兵衛
坂野増之助 知多郡富木島村	二村源四郎 愛知郡本星崎村	日高善兵衛 知多郡大高村	高鍛藤十郎 愛知郡本星崎村	小島吉松 知多郡名和村	久野藤助 知多郡大高村	
品金四十 三十銭 他十二円 數	余金六十 一円 他數品	ナ シ	余金四十 五円 他數品	金十四 円余	短銃一 挺	
三人	不明	山内藤一次郎 種藤次郎 鈴木村 富田松五郎 勤五郎 勘五郎	不明	二人	久野藤太次郎 種村金太郎 鈴木村 富田松五郎 萩野五郎 萩野五郎	久野藤太次郎 種村金太郎 鈴木村 富田松五郎 萩野五郎 萩野五郎
	18	17	16		15	14
	山内藤一次郎 種村金太郎 富田松五郎 勤五郎 勘五郎	山内藤一次郎 種村金太郎 富田松五郎 勤五郎 勘五郎	山内藤一次郎 種村金太郎 富田松五郎 勤五郎 勘五郎		久野藤太次郎 種村金太郎 鈴木村 富田松五郎 萩野五郎 萩野五郎	久野藤太次郎 種村金太郎 鈴木村 富田松五郎 萩野五郎 萩野五郎
	18	17	16		15	14
	山内藤一次郎 種村金太郎 富田松五郎 勤五郎 勘五郎	山内藤一次郎 種村金太郎 富田松五郎 勤五郎 勘五郎	山内藤一次郎 種村金太郎 富田松五郎 勤五郎 勘五郎		久野藤太次郎 種村金太郎 鈴木村 富田松五郎 萩野五郎 萩野五郎	久野藤太次郎 種村金太郎 鈴木村 富田松五郎 萩野五郎 萩野五郎
当初、大島らの犯行と、誤認されたもの。		検務局長への報告では、四月頃とされている。		当初、大島らの犯行と、誤認されたもの。		

<p>十七年七月四日 午前二時頃 強盜未遂</p> <p>愛知郡本星崎村 廣瀬栄太郎</p> <p>ナ ン</p> <p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 佐藤金次郎</p> <p>19</p>	<p>十七年七月六日 午前一時頃 窃盜殺人</p> <p>知多郡野間村 伊藤嘉七 同村旧番人 山本久蔵 (殺害)</p> <p>飯 少 々</p> <p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎</p> <p>20</p>	<p>十七年七月二十 日、午前二時頃 強盜</p> <p>西春日井郡下 河原村 深見佐三郎</p> <p>金六十五円 十三銭他 數品</p> <p>岡田父江道雄 祖父久野原幸太郎</p> <p>無 罪</p> <p>公判においては、検 事が公訴を抛棄し</p>	<p>十七年七月二十 四日、午前二時頃 強盜</p> <p>知多郡岡田村 竹内源助</p> <p>金銭若干他 數品</p> <p>五 人</p> <p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎</p> <p>21</p>	<p>十七年八月十二 日、午前二時頃 殺人 (平田橋事件)</p> <p>西春日井郡平 田村平田橋附 近 枇杷島警察署 巡查中村知 時(殺害) 同署御用係 加藤久三</p> <p>ナ ン</p> <p>大島 萩浅五兵衛 富田木田島 青木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎 塚原九金次郎 奥宮勘助</p> <p>22</p>
<p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 佐藤金次郎</p> <p>19</p>	<p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎</p> <p>20</p>	<p>無 罪</p>	<p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎</p> <p>21</p>	<p>大島 萩浅五兵衛 富田木田島 青木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎 塚原九金次郎 奥宮勘助</p> <p>22</p>
<p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 佐藤金次郎</p> <p>19</p>	<p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎</p> <p>20</p>	<p>無 罪</p>	<p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎</p> <p>21</p>	<p>大島 萩浅五兵衛 富田木田島 青木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎 塚原九金次郎 奥宮勘助</p> <p>22</p>
<p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 佐藤金次郎</p> <p>19</p>	<p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎</p> <p>20</p>	<p>行と、大島らの犯 当、初、誤認され</p>	<p>富田木田島 鈴木松勘五兵衛 種村金鎌 佐藤金次郎</p> <p>21</p>	<p>公訴状では、全員 の罪状が免れたは、 め、人が免れたは、 い、が、公判に於て 村、佐藤、塚原、種 中、村、佐藤、塚原、種 公、訴、状、に、お、い て、は、単、純、な、故、殺</p>

十七年十月、日 不詳 赃物領得	十七年八月三十日、午前三時一四時 強盜	十七年九月七日 午前三時頃 強盜	十七年九月十九日、午前一時頃 強盜	十七年九月二十二日、午後十二時頃 強盜	十七年十月八日 午前一二時頃 強盜	十七年十月八日 午前三時頃 赃物領得	十七年十月、日 不詳 赃物領得
おいて	松永広徳宅に	静岡県駿東郡 茱萸沢村 芹沢定次郎	幡豆郡平坂村 柵木太藏	知多郡大高村 厚味友右衛門	名古屋区矢場 町 清浄寺	松永広徳宅に おいて	松永広徳宅に おいて
	不明	金三円余他 数品	金銭若干他 数品	金三円二十 銭他数品	金銭若干他 数品		
	三 人		大島兵衛 勘五郎 松次郎 青沼伝次郎 皆川源左衛門	四 人			
			23				
			大島兵衛 勘五郎 松次郎 青沼伝次郎 皆川源左衛門				鈴木桂太郎
6	5	4					
安藤浅吉	松永広徳	富田勘兵衛 山内藤一助 鬼頭弥次郎 中島鍵次郎	大島兵衛 勘五郎 松次郎 青沼伝次郎 皆川源左衛門				
42	41	40	23				
安藤浅吉	松永広徳	富田勘兵衛 山内藤一助 鬼頭弥次郎 中島鍵次郎	大島兵衛 勘五郎 松次郎 青沼伝次郎 皆川源左衛門				
				当初、大島らの犯 行と、誤認された もの。			
安藤は、松永を通 じて富田から贓金 たる金銭を受取る	松永は、富田より 贓金たる金銭を受 取る						当初、大島らの犯 行と、誤認された もの。
							に変更、判決も同 じである。



十七年九月十日 強盜	十七年十月十二日 午前三時過 強盜	十七年十月十五日 午前一時半 強盜未遂	十七年十月十八日 午前二時頃 強盜	十七年十月二十三日 午前一時 強盜未遂	十七年十月二十日 午前一時 強盜
知多郡常滑村 ヨリ半里東北 ニ当ル農家	碧海郡北大浜 村 片山利三郎	知多郡常滑村 滝田常次郎	愛知郡大沢村 伊藤半兵衛	西加茂郡三好 村 原田重助	丹羽郡大海道 村 鈴木徳太郎
不 明	金錢若干 他數品	ナ シ	金錢若干 他數品	ナ シ	金三百八十 六円 他數品
不 明	不 明	不 明	大島 萩野 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎 皆川源左衛門	大島 萩野 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎 皆川源左衛門	大島 萩野 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎 皆川源左衛門
26	25	24			
大島 萩野 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎 皆川源左衛門	大島 萩野 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎 皆川源左衛門	大島 萩野 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎 皆川源左衛門	大島 萩野 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎 皆川源左衛門	大島 萩野 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎 皆川源左衛門	大島 萩野 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎 皆川源左衛門
					7
					皆川源左衛門 鈴木 大島 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎
無 罪					
皆川源左衛門 鈴木 大島 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎	皆川源左衛門 鈴木 大島 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎	皆川源左衛門 鈴木 大島 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎	皆川源左衛門 鈴木 大島 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎	皆川源左衛門 鈴木 大島 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎	皆川源左衛門 鈴木 大島 田五郎 浅兵衛 松次郎 沼次郎 青沼 佐藤 藤次郎
この一件は、公判 で、検事が公訴を 抛棄した。	当初、大島らの犯 行と、誤認された もの。		水谷与吉は、梅田 の別名である。		当初、大島らの犯 行と、誤認された もの。

十七年十月頃 強盗未遂	知多郡横須賀 村ヨリ半里南 ニ当ル農家	ナ シ	山佐種鈴富 内藤村木 藤金一松 郎郎吉郎 郎郎兵衛		当初、大島らの犯 ものと、誤認された
十七年十月頃 強盗	知多郡横須賀 村ヨリ一里東 ニ当ル山中農 家	不 明	佐種鈴富 藤村木田 金次録五 郎吉郎兵 衛	同 前	
十七年十一月十 六日、午前一時 頃 強盗・傷害	知多郡大野村 森田喜兵衛 (負傷)	金銭若干他 数品	皆種鈴萩大 川源木野島 左衛門録五 郎吉郎郎 諸	皆種鈴萩大 川源木野島 左衛門録五 郎吉郎郎 諸	
十七年十一月二 十三日、午前一 時頃 強盗	知多郡萩野村 青木平左衛門	金円 風呂敷一枚	久皆種鈴富大 野川源木田 太郎録五兵衛 郎吉郎衛 諸	久皆種鈴富大 野川源木田 太郎録五兵衛 郎吉郎衛 諸	
十七年十一月二 十三日、午前一 時頃 強盗	知多郡宮津村 船橋平助	金五円他数 品	久皆種鈴富大 野川源木田 太郎録五兵衛 郎吉郎衛 諸	久皆種鈴富大 野川源木田 太郎録五兵衛 郎吉郎衛 諸	
十七年十一月一 日、午前一時頃 強盗	碧海郡牛田村 永田治郎七	金銭若干他 数品	大島富田 島勘兵衛 諸	大島富田 島勘兵衛 諸	

<p>十七年十二月五日、午前十二時</p> <p>強盗</p>	<p>十七年十二月九日、午前六時頃</p> <p>強盗</p>	<p>十七年十二月九日、午前七時頃</p> <p>強盗未遂</p>	<p>十七年十二月十二日、午前十二時頃</p> <p>強盗</p>	<p>十七年十二月十四日、午後五時</p> <p>過強盗・傷害</p>
<p>愛知郡大沢村野村文左衛門</p>	<p>知多郡大高村近藤三次郎</p>	<p>愛知郡鳴海村尾関弥平</p>	<p>知多郡新知村竹内重兵衛</p>	<p>知多郡長草村戸長役場近藤嘉平次(負傷)                  小使 加古兵市(負傷)                  村民 坂野政良(負傷)</p>
<p>金銭若干他数品</p>	<p>金銭若干他数品</p>	<p>ナ シ</p>	<p>金十八円余他数品</p>	<p>金千五十二円四厘</p>
<p>富田勘五郎兵衛                  鈴木松五郎                  種村鎌吉                  佐藤金次郎                  皆川源左衛門</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  鈴木松五郎                  山内藤一五郎                  皆川源左衛門                  安藤浅吉助</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  鈴木松五郎                  山内藤一五郎                  皆川源左衛門                  安藤浅吉助</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  鈴木松五郎                  種村鎌吉                  山内藤金次郎                  寺西住之助                  安藤浅吉助</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  萩野浅五郎                  鈴木松五郎                  佐藤村鎌吉                  皆川源左衛門                  中条勘助</p>
<p>31</p>	<p>32</p>	<p>33</p>	<p>34</p>	<p>35</p>
<p>富田勘五郎兵衛                  鈴木松五郎                  種村鎌吉                  皆川源左衛門</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  山内藤一五郎                  皆川源左衛門                  安藤浅吉助</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  山内藤一五郎                  皆川源左衛門                  安藤浅吉助</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  佐藤村鎌吉                  山内藤金次郎                  寺西住之助                  安藤浅吉助</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  萩野浅五郎                  鈴木松五郎                  佐藤村鎌吉                  皆川源左衛門                  中条勘助</p>
<p>30</p>	<p>31</p>	<p>32</p>	<p>33</p>	<p>34</p>
<p>富田勘五郎兵衛                  鈴木松五郎                  種村鎌吉                  皆川源左衛門</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  山内藤一五郎                  皆川源左衛門                  安藤浅吉助</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  山内藤一五郎                  皆川源左衛門                  安藤浅吉助</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  佐藤村鎌吉                  山内藤金次郎                  寺西住之助                  安藤浅吉助</p>	<p>富田勘五郎兵衛                  萩野浅五郎                  鈴木松五郎                  佐藤村鎌吉                  皆川源左衛門                  中条勘助</p>
<p>検務局長への報告では、被害者となつては、弥三郎と名</p>				

強盜	十九年六月二十一日午前一時	十九年六月十七日午前二時頃	十九年六月七日午後十二時頃	十九年六月四日午前三時頃	十九年六月三日午後十二時頃	十八年九月十七日	十八年十月六日	十七年十二月十四日夜	十七年十二月十四日	傷害
川島波之助 神奈川縣高座郡間村	長生寺	神奈川縣高座郡新戸村	神奈川縣都築郡在田村	神奈川縣高座郡四ツ谷村	神奈川縣高座郡新田宿村	愛知縣未決監より脱監を計り果さず。	愛知縣未決監より脱監を計り果さず。	愛知郡豊田村	愛知郡豊田村に於て熱田警察署雇山川喜三郎(負傷)	川島波之助
金若干	金品	金品	金品	金品	ナ シ			孤他一品		
								皆川源左衛門	種村鎌吉 皆川源左衛門	
						40	39	37	36	
						久野幸太郎	鈴木松五郎	皆川源左衛門	佐藤金次郎 中条勘助	
12	11	10	9	8						
富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎					
48	47	46	45	44	44	36	35			
富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎	富田善次郎 鶴海善次郎	無罪	鈴木松五郎	皆川源左衛門	無罪	
						判決により無罪となる。			判決により無罪となる。	

十九年七月二日 午前二時頃 強盗	額田郡本宿村 薬師寺	金品				13	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門	49	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門
十九年七月三日 午後十一時頃 強盗	碧海郡高津波 村 医王寺	金品				14	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門	50	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門
十九年七月五日 午後十二時頃 強盗・傷害	碧海郡北大浜 村 古甚六 (負傷)	金二円 白米若干				15	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門	51	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門
十九年七月十日 午前二時頃 強盗	知多郡武豊村 三井作助	金品				16	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門	52	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門
十九年七月十四日 午後十二時 強盗未遂	碧海郡吉浜村 寿覚寺	ナシ				17	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門	53	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門
十九年七月十五日 午前二時 強盗	碧海郡小垣江 村 清水玄四郎	金品				18	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門	54	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門
十九年八月十二日 午前二時 強盗	碧海郡堤村 杉浦小平	金品				19	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門	55	富田勘兵衛 鶴海善次郎 村上辰右衛門

後註 備考欄に掲げる適用条文の変更、公訴抛棄あるいは無罪の件は、後掲四の三本稿四四頁以下において詳論する。

次に大島以下関係者の一覧表を掲げよう。

前註 各被告の職業、住所は公訴状によつた。記載を欠くものは、警察調査、検察調査もしくは公判廷の陳述によつて補つたが、公判当時、未逮捕の中条については、職業を確められなかつた。年齢は判決書(明治二十年二月二十日、名古屋重罪裁判所)の記載による。但し稀辻は十八年一月現在(警察の取調をうけた時)、萩野、奥島は共に、明治十九年九月獄死時のそれである。

人 名	住 所	族 称	職 業	備 考	人 名	住 所	族 称	職 業	備 考
大島 落 三十四年十 九月	愛知県名古屋区春日町 三五番屋敷 高瀬方	士族	足袋職	旧尾張藩集議 隊々士	岡田 利勝 三十二年六 九月	同県同区東橋町二〇五 番屋敷 鬼頭弥助方	士族	青物商	
富田 勘兵衛 四十年七カ 月	同県知多郡矢田村五四 番屋敷	平民	農 業		塚原 九輪吉 二十七年十 一月	同県同区京町二丁目八 二番屋敷	平民	陶器商	
鈴木 松五郎 四十年五カ 月	同県名古屋区梅川町一 〇八番屋敷	平民	指物職	明治十五、十 六年に窃盗の 前科あり	久野 幸太郎 三十四年六 九月	同県同区本町六二番屋 敷	平民	牛肉商	
青沼 伝次郎 三十五年	同県同区矢場町一一八 番屋敷 竹内金蔵方 (出生地・伊豆新島)	平民	紺屋職	別名・山本武 助又は近藤 明治十一、十 四年に博奕の 前科あり	奥宮 健之 二十九年	東京府東京区神田五軒 町三番地・高知県土佐 (出生地)	平民	無	
種村 鎌吉 三十五年六 九月	同県同区正木町三四 番屋敷	平民	指物職		中条 助助 三十年十カ 月	愛知県愛知郡藤島村四 方九番屋敷 青山兼四郎	士族	不 明	旧尾張藩集議 隊々士 明治 十六年に傷害 の前科あり
佐藤 金次郎 三十一年四 九月	同県同区同町四四七番 屋敷	平民	指物職	別名・金八	鈴木 桂太郎 三十五年五 九月	同県八名郡下吉田村一 二二番屋敷	平民	木挽職	別名・慶太郎、 又は田中、亀 井とも称す
山内 藤一郎 五十一年七 九月	同県同区西脇町六一番 屋敷	平民	綾製造		山内 徳三郎 四十九年三 九月	愛知県名古屋区正木町 三〇八番屋敷	士族	指物職	旧尾張藩砲 隊伍長
皆川源左衛門 三十九年一 九月	同県知多郡矢田村一一 〇番屋敷	平民	農 業		寺西 住之助 五十四年五 九月	同県同区裏門前町一〇 八番屋敷 寺西金次郎	士族	理髮職	
祖父江 道雄 三十二年十 一月	同県名古屋区吹出町二 〇番屋敷 佐野方	士族	石版社 々員	石版社は祖父 江の兄近藤寿 太郎経営 別 名・吉田	安藤 浅吉 四十七年一 九月	同県同区称宜町二〇二 番屋敷 長崎林蔵方	士族	箱製造	旧尾張藩砲 隊々士

鬼頭 弥助 三十五年十 一月	同県同区東橋町二〇五 番屋敷	平民	指物職	別名・政七	中島 鍵次郎 三十一 年四月	同県同区裏門前町五二 五番屋敷	平民	指物職	
梅田与曾右衛 門 三十四年一 九月	(生主) 静岡県伊豆新島原町一 番地	平民	漁業	別名・水谷与 吉・梅田とも	松永 広徳 三十一 年一月	同県海東郡蟹江本町四 五一番屋敷 北条横江	平民	医師	
服部 三蔵 三十八年五 月	愛知県名古屋区熱田伝 馬町二二番屋敷	平民	煮売商	旧尾張藩集議 隊々士 別名・三之助	鶴海 善次郎 三十年	岡山県邑久郡射越村四 九番屋敷	平民	農業	別名・善吉。 明治十七、十 八年に窃盗の 前科あり。
加藤 米三郎 三十五年十 月	同県同区南伏見町二丁 目一四一番屋敷	士族	餅屋		村上辰右衛門 三十四年四 月	愛知県知多郡矢田村二 九九番屋敷	平民	農業	
傍島 桑蔵 四十九年十 一月	同県同区黒門町四八番 屋敷 (出生地・美濃安八郡)	士族	綿打職	旧尾張藩集議 隊々士	萩野 浅五郎 四十七年二 月	同県名古屋区東芳野町 一二番屋敷	士族	石切職	旧尾張藩集議 隊々士
水野 正三郎 三十五年一 月	愛知県海西郡西舘村二 七番屋敷	平民	麦蓄細 工職	旧尾張藩集議 隊々士 服部三蔵義兄	鬼島 貫一 五十二年	同県名古屋区東新町廿 八番屋敷	士族	人力車	旧尾張藩藩臈 隊後に集議 隊々士
仁村 菊次郎 三十六年二 月	同県名古屋区中ノ町四 四番屋敷	平民	菓子製 造職	旧尾張藩集議 隊々士・明治 十七年に博奕 の前科あり。	稲辻 秀重 三十二年一 三月	大阪府式下郡宮古村一 番地 (出生地・石川鳳凰至 町)	士族	代人業 訴訟鑑	別名・与四郎 十八年四月 免訴

この中、無罪となつた祖父江、岡田を除き、久野、塚原は名古屋自由党の有力者であり、奥宮もまた同黨員として著名な人物であるが、大島以下の関係者中には、かなりの博徒がいると思われる。確実にそれと判明する者は、大島<sup>(14)</sup>、青沼<sup>(15)</sup>、梅田<sup>(16)</sup>、鈴木桂<sup>(17)</sup>、服部の五人であるが、佐藤が「大サシ」、種村が「小サシ」、萩野が「ハギ」、鈴木が「スズ」などの異名をもつていたことから推測すると、これらの者もやくざであつたかも知れない。博奕の前科のある仁村、窃盗の前科のある鶴海、傷害の前科のある中条等も、その可能性が多いであろう。また、中には自由党とは無関係の者もいたらしく、佐藤のこ

とき「自分へ自由党ニテモ何ニテモ之レナク政党ナトニ加入致サス候」(明治十八年一月十二日・警察調査書)と述べている。大島、山内徳が中心になつて、旧尾張藩の集議隊、磅礴隊の者を誘い(この中にも博徒はいる)、さらに大島自身が博徒であつたので、その縁故の者を集めたのではないかと思われる。それがため、両系統の末端の者同志では、お互にはじめから知り合ひでない者もいたようである。例えば傍島は佐藤、種村を知らないと言べており(明治十八年一月八日・警察調査書)、また佐藤は萩野を知らないと言べている(明治十七年十二月二十日・警察調査書)。久野が、山内、大島は「自由主義ヲ唱へ我レ等同派ノ者ニ有之殊ニ大島落ノ如キハ旧藩ノ頃明倫堂ニテ学友ニアリ為メニ予テ知ルモノ」なるも「鈴木富田其他ノ輩ハ大島落共カ誘導シ事ヲ為スニ当リ同行スルニ止マリ我レ等予メ謀議シタルモノニ非ス」(明治十七年十二月十七日・警察調査書)といひ、また、愛知県警察本署警部安田退三の澄川検事宛報告に「大島落……山内徳三郎久野幸太郎等ト謀リ兵挙シテ国事ヲ改良スルノ軍資ニ充ツル目的ヲ名トシ無頼ノ徒タル鈴木松五郎萩野浅五郎種村鎌吉其他悪漢者ヲ誘導シテ党与ヲ結び云々」(明治十八年一月廿三日附)とあるが、久野、塚原、山内徳、大島以外には、「無頼ノ徒」すなわちやくざ者が多く、それらの者は、「国事改良」の自覚もうすく、ただ強盗に協力したのみかも知れない。なお、この関係者一同の人的つながりと各人の経歴の問題は、今後とも十分に検討すべき余地が多く、とくに名古屋地方郷土史家の研究に期待したい。それは同時に、これまでの自由党暴動事件研究の一点とされてはいる博徒と暴動事件との関連を解明する(19)いとぐちにもなるであらう。

(1) 伊藤・前掲裏面史・三五八頁―三五九頁。

(2) この中、内藤、渋谷の両名は、三河の自由党であるが(鈴木・前掲三河憲政史料・一四四頁)、名古屋地方でも活躍していたようである。

(3) 「自由党史」は「先づ軍資を徴収すると共に、傍ら名古屋鎮台の兵を説き、内外呼応して之を奪ひ、次で監獄を破つて囚人を放ち、義軍に参加せしめ、県下を殉へ、各地の自由党員の蜂起するを俟て、以て最後の目的を達すべし云々」(岩波文庫版・下巻・一一七頁)と述べており、同趣旨の記述は、他書にもみられるが(例えば、田岡・前掲叛臣伝・青木文庫版・一〇九頁、野田・前掲大島伝・一一二頁等)、関係者の自白、供述の中には、そうした形跡は全くみとめられない。



(4) 久野を印刷業とし、紙幣の偽造が実際に行われたように述べている文献も多く(例えば、関戸・前掲民権史・五八一頁、田岡・前掲叛臣伝・一〇九頁、前掲自由党史・一一七頁)、野田兼一氏のごときは「久野幸太郎は印刷を業としてゐた関係上、紙幣を贋造して軍資に充当すべき計を樹てて盛んに多額の紙幣を印刷した。然るに該紙幣を携へ大阪に赴き同志の幹部某に提示したところ、紙幣番号が悉く同一なることを指摘され、粒々の苦心も果敢なく水泡に帰したと云ふ」とまで述べられている(前掲大島伝・一一二頁—一二二頁)。久野は牛肉商であり、印刷屋ではなく、また塚原の紙幣偽造は、本文で述べるところと異なる計画に終つたようである。

(5) (6) 鈴木・前掲憲政史料・一四五頁。

(7) 明治十七年十二月八日・村松に対する飯田事件の検事調書(法務図書館蔵「長野県国事犯村松愛蔵等ニ関スル一件」第二卷)。なお、後ちに公道館を小市場町から堀詰町へ移したという説(伊藤・前掲痴遊全集・二八〇頁、前掲自由党史・一一二頁。ここでは共に後述のごとく、公道館が公道協会と混同されている)もあるが、村松自身は、十七年十一月に「移転ト申ス訳ニハ無之候得共其目途ニテ名古屋区堀詰町ニ借宅致候」(前掲検事調書)と述べている。因みに竹内スニは村松の内妻である。

(8) 鈴木氏は「村松愛蔵は名古屋区小市場町に公道館を設け…祖父江等の公道協会とは何等の關係なく全然別箇のものであつた」(前掲憲政史料・一四八頁)といわれている。

(9) 例えば、前掲自由党史・九六頁、一一一頁。伊藤・前掲痴遊全集・二八〇頁。私もかつて同様の誤りを犯した(拙稿「飯田事件の裁判に関する一考察」本誌第三十四卷一七頁)。ここに訂正したい。なお、公道協会の設立を明治十三年とする説も多いが(例えば、前掲自由党史・九四頁、田岡・前掲叛臣伝・一〇八頁、野田・前掲大島伝・一〇七頁)、本文で述べたごとく十七年が正しい。従来、十七年説を述べた文献は、私の知る限りでは、関氏の前掲大島伝だけである(五二頁)。因みに、後藤靖氏は「名古屋の愛国公道協会の村松愛蔵」といわれるが(「飯田事件」・「自由民権運動」明治史研究叢書第三卷・一一一頁)、この政社名も誤りである。

(10) 大島渚の陳述によると「公道協会ノコトヲ公道館トモ唱ヘ居リタル共云々」(明治十八年二月十四日・予審調書)とある。公道館という俗称があつたのであろう。公道協会が村松の公道館と混同された原因は、これもかも知れない。

なお、大島は「他ニ公道館ト申ス者カアル事ハ存セス候」(前掲予審調書)というが、祖父江、岡田、塚原、久野は、村松の公道館と公道協会との相違を述べている。祖父江は「村松トハ公道協会ノ義ニ付議論ノ合ハサルコトアル云々」(明治十七年十二月九日・警察調書)、塚原は「公道館ト公道共会トハ学派上ニ就キ意思ノ相合ハサル所アリシ余リ親シク交通セス」(明治十七年十二月九日・警察調書)、久野は「公道協会ハ商業上ヨリ成リ立テ居リ公道館ハ訴訟鑑定ヲ為シ法学上ヨリ成リ立リ其間成立ノ主趣ヲ異ニ致シ居ルカ故ニ更ニ交通スルコトナシ」(明治十七年十二月九日・警察調書)、さらに岡田は「愛蔵トハ昨年冬頃ヨリ主義ヲ拡張スル手段ニ至リ意見ノ協ハサルヨリ自然出入ヲ不致」(「其義ハ愛蔵ノ曰、自由ヲ養フニハ東京ニ勢力ヲ養ハスンハ地方ニ及ホスロトヲ得ス依テ先東京ニ根ヲ置キ勢力ヲ地方ニ及ホシ其金員ハ先ツ地方ヨリ出サ

ル、ヲ得スト曰フニ有り自分曰ク地方ノ自治勢力ヲ養ヒ漸次東京ニ及ホスニ如カス如何ントナレハ地方ノ微力ヲ持チ公協ノ費用ヲ負担スルハ難キコトニテ其難キヲ永続スルハ到底成シ得サル所ニテ先除ルト地方ノ勢力ヲ養フニ有リトノ意見異ナル所ナリ」(明治十七年十二月九日・警察調書)と、述べている。これらは彼等が飯田事件とは無関係である旨を表明した際の陳述であるから、多少の誇張はあるかも知れないが、何か両者の間に意見の相違があつたことは事実であらう。

(11) 拙稿・前掲飯田事件・本誌第三十四卷一頁・一〇頁以下参照。なお、三の註一・本稿三一頁参照。

(12) 公道協会の中では漸進派に属したといわれる大島宇吉も、平田橋事件に参加し、現場から逃走したという説もある(関・前掲大島伝・六一頁。しかし、野田・前掲大島伝・一二三頁はそれを否定する)。私事にわたり恐縮であるが、私も父から、大島は現場から逃げ豊川稲荷に潜伏して逮捕を免かれた。それがため、大島が後に創立した新愛知新聞社の社章に、豊川稲荷のしるしを模して感謝の意を表したという話を聞いたことがある。亡父手塚辰次郎は、当時尾張熱田の自由党员で、終世、大島とは交際があつた。しかし、この説にも疑問がないわけではない。平田橋事件の参加者の陳述の中に、大島の名はみえていないし、また彼は本文中で後述することく、公判廷(二月十日)に証人として出廷し、公道協会の事情を証言(この証人の件は、前掲二つの大島伝には全く記述がない)しているからである。大島宇吉のみならず、岡田、祖父江はじめ他の公道協会員と事件との関係は、なお追及の余地が多い。

(13) 伊藤・前掲痴遊全集・二八七頁以下、関戸・前掲民権史・五七九頁以下等参照。

(14) 鈴木・前掲憲政史料・一四五頁。

(15) 公判廷(二月十四日)で、青沼担当の鈴木弁護人は「同人ハ賭博ノ親分トテ人ニ立テラルル位ノモノ故云々」と述べている。

(16) 皆川は「東京ヨリ来リシ近藤並ニ之ニ附キ居リシ与吉」(明治十七年十二月十七日・警察調書)と述べ、熱田警察署員の署長警部松島正義宛復命書(明治十七年十二月十八日)には「東京ノ近藤ハ」「青沼伝次郎」、「水谷与吉」「右近藤ノ附従者と云」とある。水谷与吉すなわち梅田は、青沼の子分と思われる。

(17) 公判廷(二月十二日)で、検事は「青ノ子分即チ鈴木桂太郎云々」と述べている。

(18) 服部自身「自分方ハ親初メ自分共三代目ノ博奕者ニテ盛ナトキハ七名位ノ子分ト称スルモノ有之云々」(明治十七年十二月二十七日・警察調書)と述べている。

(19) 原口・前掲民権運動・前掲講座・一三四頁。

### 三 名古屋事件裁判の経過

名古屋事件の発覚は、皆川源左衛門の逮捕が、そのきっかけであつた。明治十七年十二月十四日夕、富田勘兵衛外六名

が、知多郡長草村戸長役場加古亦衛方をおそつて強盜を働ぎ、且つ役場書役近藤嘉平次、小使加古兵市および納税に来ていた村民坂野政良の三名に日本刀で負傷させ、また、その帰途、愛知郡豊田村にて不審訊問を行つた熱田警察署員と衝突、同署雇山川喜三郎を傷害して逃走したが、(前掲犯罪事件一覽表・第一公訴狀事件番号三五、三六、判決事件番号三四参照)、その翌朝六時頃、山崎橋附近で、犯人の一人皆川源左衛門が、挙動不審で逮捕された。この皆川の取調の結果、内乱陰謀の「強盜団」ともいふべきものの存在が、はじめて警察側にわかつたのである。<sup>(2)</sup>ところが、当時、祖父江道雄、岡田利勝、塚原九輪吉(以上、十二月七日逮捕)、久野幸太郎(十二月八日逮捕)等は、村松愛蔵の飯田事件關係の容疑をうけて名古屋警察署で取調中であり、彼等がいずれも村松との連累關係を否認しつづけていた時であつた。皆川の自白した強盜事件關係者の中には、公道協會員があり、祖父江等もまた同協會員であつたので、彼等への取調は直にこの強盜事件の容疑にきりかえられ、また皆川の自白にもとづき、あたらしい關係者の檢挙が開始されたのである。まず十二月十九日、鈴木松五郎が呉服町二丁目の知人宅で逮捕されたのをはじめとして、鬼島貫一、種村鎌吉、佐藤金次郎、山内藤一郎、山内徳三郎、寺西住之助、安藤浅吉、服部三蔵等が、月末までに名古屋区内でもづる的に捕縛され、<sup>(4)</sup>また名古屋警察署の委嘱にもとづき、十二月二十日、大島渚は東京日本橋の旅館で、同月二十一日、稻辻秀重は大阪で、同月二十九日頃、<sup>(5)</sup>傍島彙蔵は岐阜で、それぞれ捕えられた。さらに翌十八年一月一日、奥宮健之も、東京で縛についた。<sup>(6)</sup>県外での逮捕者は相次いで名古屋へ護送された。

これら捕縛者に対する警察の取調にひきつづき、名古屋始審裁判所檢事澄川拙三の指揮により、檢事補亀谷寛雄、布留川尚、前田常宥等の取調が行われ、その結果、十八年一月十九日、種村、佐藤、山内藤、皆川、久野、山内徳、寺西、安藤の八名、同月二十三日、鬼島、傍島の二名に関する予審請求が行われ、つづいて同月二十九日、大島、鈴木松、祖父江、岡田、塚原、奥宮、服部、稻辻の八名と、当時まだ逮捕されていないが關係者と目された萩野浅五郎、富田勘兵衛、青沼伝次郎、中条勘助、鈴木桂太郎、鬼頭弥助、梅田与曾右衛門の七名を合せ、合計十五名の予審請求が行われた。<sup>(7)</sup>檢事の予審請求をう

けた名古屋輕罪裁判所予審係（判事補鈴木久良、浜田徳太郎）は、直に予審を開始した。

この予審開始と相前後して、後に詳述することく、澄川検事は、事件の内容を司法省検務局長青山貞に報告、とくに事件の管轄について、その指示をうけている。

未逮捕のまま予審が開始された共犯者の捜査は、引きつづき行われ、同年四月二十日、青沼が東京で捕縛、また、あたらしい関係者として加藤米三郎が、四月八日に逮捕された（同年三月二十六日、未逮捕のまま予審請求）。

同年四月三十日、全員の予審は終了、翌日、予審係鈴木判事補から布留川検事に、書類が送致された。稲辻一人は証拠不十分で免訴となり放免されたが（治罪法二二）、大島以下二十五人は「強窃盜及強盜傷人等ノ重輕罪アリトシ本件ヲ名古屋重罪裁判所ニ移ス」の言渡である。ところが、大島、鬼島、鈴木松、種村、佐藤、祖父江、塚原、奥宮、服部、加藤等は、この言渡には多くの事実誤認があるものとして「故障」の申立を行った。大島以下十名は、五月一日付、鈴木だけが五月四日付である。

この故障に対する裁判は、名古屋輕罪裁判所会議局（所長判事巖谷竜一、判事手塚吉康、佐川秀実、桜井祥造、判事補丸山精三、書記山口美道）が行い、約十一月カ月間にわたつて審理の結果、翌十九年三月三十一日、さらに発覚した共犯者水野正三郎（十八年五月十六日逮捕）、仁村菊次郎（十七年十二月以降、賭博罪で懲罰六カ月の刑をうけ名古屋監獄に服役中）<sup>(10)</sup>にも強盜の重罪ありとし、また僅かの点で、種村、皆川に対する事実認定を更改、「本件ヲ名古屋重罪裁判所ニ移ス」の言渡を行った。大島らの主張は「被告大島渚以下十一名ガ前頭ノ如ク予審終結言渡ニ対シ故障ヲ為シタルモ更ニ其反証ヲ挙ゲズ」<sup>(11)</sup>（故障判決）として、そのほとんど全部が斥けられたのである。これに對して、大島らは承服せず、さらに大審院に上告した。<sup>(12)</sup>同年六月十六日、大審院（刑事第一局、局長西成度、評定官安井修藏、河口定義、奥山政敬、岡村為藏、立会検事加納久宜、書記大津義一郎）は、この上告を理由なきものとして棄却した。「上告旨趣ハ専ラ原判官ノ職權内ニ侵入シテ事実ノ認定証憑取捨ノ当否ヲ論難シテ徒ラニ不服ヲ唱ヘ覆

審ヲ求ムルニ外ナラスシテ一ツモ治罪法第四百十條<sup>(14)</sup>規定セル項目ニ適スル上告ノ原由ナキモノトス<sup>(15)</sup> (判決) といふのである。この上告棄却によつて、予審の言渡が最終的に決定した。

かくして同年九月二十一日、名古屋控訴院検事長加納謙代理、検事岡田豊より名古屋重罪裁判所裁判長松田道夫宛に公訴状が提出された。「第一公訴状」がこれである。<sup>(15)</sup>

これに先立ち、未逮捕のままです審が終結していた萩野浅五郎は十八年五月六日、東京赤坂で、梅田与曾右衛門は同年六月二日、東京京橋で、鬼頭弥助は同年八月七日、名古屋で、また鈴木桂太郎も翌十九年一月十一日、山梨県里垣村でそれぞれ逮捕された。さらに、事件の重要人物の一人であつた富田勘兵衛は、名古屋から逃走後、大井憲太郎の大坂事件にも関係し、同事件発覚後もさらに逃走をつづけ、且つ神奈川県下などで強盗を働き、相変らず軍資金かせぎの運動をつづけていた<sup>(16)</sup>が、遂に十九年八月二十二日、郷里である愛知県知多郡矢田村に立ち戻り、村役場にあらわれたところを、役場吏員の密告で半田警察署員に捕縛された。残る未逮捕者は、中条勘助ただ一人となつた。

富田の逮捕によつて、あたらしい多くの事実が発覚、またあたらしい関係者も判明した。それがため、中島鍵次郎が同月二十九日、松永広徳が同月三十日、また鶴海善次郎、村上辰右衛門<sup>(17)</sup> (逮捕日不詳) が相次いで愛知県下で逮捕された。かくして判明した新事実にもとづき、これら新しい逮捕者に、大島、鈴木松、青沼、山内藤、皆川、中条、寺西、安藤、梅田、加藤を加えて、名古屋軽罪裁判所予審係浜田判事補による予審が改めて開始され、同年十月二十六日、終結した。この「本件ヲ名古屋重罪裁判所ニ移ス」という予審の言渡を不服とした大島、中島、松永、村上の四人は、同月二十八日、「故障」<sup>(18)</sup>の申立を行つた。いづれも事実誤認が理由である。<sup>(19)</sup> この故障の裁判は、名古屋軽罪裁判所会議局 (所長判事巖谷竜一、判事手塚吉康、富田滝太郎、書記寺沢清之丞) で行われ、審理の末、同年十一月十六日、故障申立の理由なきものと判決された。しかし、中島のみは、これに承服せず、大審院に上告した。大審院 (刑事第一局、局長池田弥一、評定官奥山政敏、人見恒民、河口定義、岡村為蔵、

立会検事河野通倫、書記山本信彦は、同年十二月二十八日、前の場合と同様に、「上告ノ趣旨ハ要スルニ原裁判所カ特権タル採証及ヒ事実認定ノ非難ニ帰シ治罪法第四百拾条ノ規定ニ適応スヘキ原由絶テ無ケレハ採用スヘキ限りニ非ス」(判決)として、この上告を棄却した<sup>(20)</sup>。この棄却で、この方の予審言渡も決定したので、翌二十年一月二十日、名古屋控訴院検事長加納謙より名古屋重罪裁判所裁判長松田道夫宛、富田以下十六人の公訴状が提出され、「追テ本件ハ昨明治十九年第三期名古屋重罪裁判所へ公訴ニ及候大島藩、富田勘兵衛ノ事件ト附帯セルヲ以テ併セテ審判アランコトヲ求ム」と要請された。「第二公訴状」がこれである。この検事側の要請が容れられ、第一公訴状の裁判と第二公訴状に対する裁判は合併され、明治十九年第四期重罪裁判所の裁判として行われたのである。なお、第二公訴状提出と同時に、先きに提出されていた第一公訴状の内容にも、部分的な修正が行われた。富田等の取調の結果、若干の修正すべき箇所が発見されたからである。

同年一月二十六日、名古屋重罪裁判所裁判長(第四期)松田道夫の「下調」が行われ、公判は二月四日から開始された。裁判長は前述の松田道夫、陪席評定官は山岡懲、由布武三郎、松下長孝、立会検事は岡田豊であつた。出廷した被告は、大島以下二十八名(中条は未逮捕のまま欠席、弁護人とその分担は、次の通りである。

佐藤義彦(大島)、中島元(富田、種村、皆川)、千賀金次郎(鈴木松、山内藤、服部、中島)、伊東旭(青沼、鈴木桂、寺西、仁村)、有賀武雄(佐藤、梅田、傍島、水野)、太田鉄吉(山内徳、安藤、鬼頭)、美濃部貞亮(祖父江)、吉村明道(岡田)、高木徂来(塚原)、馬淵与曹(久野)、国島博(奥宮)、福岡祐次郎(加藤)、角淵定(松永)、鈴木重固(鶴海、村上)、大橋貞恭(但し公判開始後二月五日より)(岡田)

公判開始に先立ち、「本件訊問弁論中」傍聴禁止が言渡された。それがため、公判の内容は、世間には一切報道されなかつたのである。同年二月九日の時事新報も「先年旧自由党员奥宮健之等が、愛知県下西春日井郡平田橋にて巡查を殺害した事件は、其後名古屋裁判所に於て取調の末此程予審終結し、去る四日より同地重罪裁判所に於て裁判を開きたる由なるが…

…右事件の訊問及弁論中は一切傍聴を禁止したる由なれば、其模様は聞知するに由なし」と報じている。

公判は、四日以降十二日まで連日(十一日だけ休廷)、被告人および三輪秀重、大島宇吉等八人の証人に対する訊問が行われ、つづいて検事の公訴事実の陳述に入り、十四、十五、十六の三日間、弁護人の弁論が行われ、十七日に検事の法律適用論と求刑、被告の最終陳述があつて終了、傍聴禁止が解かれ、同月二十日、判決の言渡がなされた。祖父江、岡田、加藤の三人は無罪で、他はすべて有罪、大島、富田、鈴木松三人の死刑がふくまれている(詳細は次節、本稿五三頁以下参照)。

この判決文の全文謄写が、新聞社に許可されたのは、翌三月十八日であつた。同月十九日・金城新報は、

世人の公判如何と俟ちに俟たる平田橋事件の宣告は、漸く昨十八日に至て写取を許されたれば、左に掲載すべし、尤も同事件は公判と云へ傍聴すら禁止されたることなれば、当時詳細の模様を報道し得ざりしは、殊に遺憾とする所ながら是又是非なき次第なれば、幸に読者の掲載遅延を諒せられんことを乞ふ。

と述べて判決文を掲載しはじめ、つづいて二十日、二十三日、二十四日の紙上に連載した。名古屋事件の内容がはじめて民間一般に公開されたのである。同月二十八日と三十日の時事新報が報道した判決文は、この金城新報の記事の転載である。<sup>23)</sup>判決の後ち約一ヵ月間も、その内容全文の謄写を許さなかつたのは、一般社会にあたえる反響を、裁判所側が憂慮したためであらう。

この名古屋重罪裁判所の判決に対し、大島、鈴木松は二月二十日付、皆川、鬼頭、仁村は同月二十一日付、松永は同月二十二日付を以てそれぞれ上告した。いずれも事実誤認が理由である(詳細は次節、本稿五七頁以下参照)。しかし、なぜか仁村だけは三月一日付で上告を取り下げ服罪した。

大審院の上告審は(刑事第一局、局長池田弥一、評定官奥山政敬、人見恒民、河口定義、岡村為蔵、立会検事加納久宜、書記石田徹郎、弁護人小友友近)、四月二十二日より開かれ、同月二十六日、上告棄却の判決が行われた。その理由は「之ヲ要スルニ原裁判言渡

ハ適法ニシテ毫モ論告趣旨ノ如キ瑕瑾アルコトナク各被告人ノ上告趣旨追申書弁明書ノ論旨及代言人カ拡張説ハ総テ相立サルモノトス」(判決)というのである。

なお、前にも述べたごとく、富田勤兵衛は大阪事件関係者の一人であつたが、その裁判から除外され、同年六月三日、名古屋重罪裁判所(裁判長松田道夫、評定官山岡燮、横崎潤造、由布武三郎、立会検事岡田豊、書記赤堀房雄、弁護士人星野憲治)で、その方の判決も行われた。<sup>(24)</sup>強盗、外患の罪で「有期徒刑十三年」、しかし「死刑ノ確定ニヨリ刑法第百二条初頭テ本件ノ罪ハ論セス」(判決)というのである。<sup>(25)</sup>

かくして名古屋事件関係者全員の刑が確定した。そして、大島、鈴木松は、同年六月四日、富田は同月二十九日、<sup>(26)</sup>名古屋監獄においてそれぞれ死刑が執行された。ただ一人未逮捕のまま欠席裁判をうけた中条勘助も、判決後約一ヵ月半を経た三月末、長野県上諏訪で捕縛されていたので、<sup>(28)</sup>ここに名古屋事件の裁判は、検挙開始以来、約二年半の長年月を費して全てが終りを告げたのである。

(1) 伊藤痴遊氏は、事件の発覚について「飯田事件が暴露して、一時に、県下の黨員が羅織された。其場合に、或る一人が大早計な自白をしたので、それから端緒が開けて、段々調べると、平田橋を初めとして、十数件の強奪事件が露見して、遂に一同は処罰される事になつた」(前掲痴遊全集・二八六頁―二八七頁)とし、また、斎藤熊蔵氏も「飯田事件の検索進行するにつれて各地に於ける掠奪及び政府顛覆の陰謀が悉く暴露された」(前掲政党発達史・一三二頁)とされている。しかし、飯田事件容疑で検挙された祖父江、岡田、塚原、久野の中、誰一人として積極的に名古屋事件を自白した形跡はない。なお、井上清、鈴木正四「日本近代史」(昭和三十二年)には「岐阜街道で富豪の家を略奪しようとして、巡查をころしたことから、警察に知られ、一〇月ごろから、同志がぞくぞくたいはされた」(九九頁)とあるが、寔に不正確な記述である。

(2) 熱田警察署に留置された皆川は、十五、十六両日の訊問では強盗を否認したが、十七日の訊問でそれを自白、そして自分並びに共犯者が自由党であることを陳述したのである(十七年十二月十七日、警察調書)。

(3) 飯田事件は密告によつて同年十二月二日に飯田で発覚、同月五日、警部補青木直交が名古屋へ派遣され、同日以降、名古屋における関係者の検挙が開始された(詳しくは、拙稿・前掲飯田事件・本誌第三十四卷一号・一二頁、一三頁参照)。



(4) 逮捕日は、佐藤が十二月二十日、山内徳が同月二十二日、山内藤が同月二十三日である。その他の者の確実な逮捕日は不明であるが、警察署の第一回取調のあつた日を逮捕日とみれば、種村は同月十九日、寺西と服部は同月二十三日、安藤は同月二十四日、鬼島は同月二十九日である。あるいは取調の前日に捕縛された者もいたかも知れない。

(5) 岐阜県墨俣警察署の第一回取調日である。逮捕はその前日かも知れない。

(6) 前掲自由党史・下巻・一一九頁。明治十八年一月十日・時事新報は「奥宮健之は、強盜故殺犯関係の嫌疑にて、愛知県よりの依頼を受け、本月一日の朝、警視庁第二局へ拘引せられたる由」と報じている。

(7) 治罪法によると、検事が犯罪を捜査して、重罪と思料したときは、予審を請求するのであり(第一〇七条)、予審は重罪の場合でもすべて始審裁判所(軽罪裁判所)で行われた(第五四条)。なお、重罪裁判所と軽罪裁判所の区別は、治罪法上のそれであり、始審裁判所、控訴院(旧控訴裁判所)の区別は、官制上のそれである。詳しくは、拙稿「自由党福島事件と高等法院」・本誌第三十二巻一・八頁以下参照。

(8) 治罪法第二四六条三項に、「被告人へ重罪裁判所ニ移スノ言渡ニ対シ故障ヲ為スコトヲ得」とある。

(9) 治罪法第二三六条に、「故障ハ其裁判所ノ会談局ニ於テ判事三名以上ヲ趣意書答弁其他訴訟書類及ヒ検事ノ意見書ニ依リ之ヲ判決ス可シ」とある。したがつて被告人の訊問は行わない(井上操「日本治罪法講義」〔明治十九年〕中巻・四〇六頁)。

(10) 十八年五月二十六日、水野、仁村兩人の取調を、会談局は予審係鈴木判事補に命じた。会談局で故障の取調中、起訴を受けない共犯者を発見したときは、職権を以て判事一名をして予審を為さしめ、その報告書と検事の意見書にもとづき「故障判決」と合せて判決(予審の終結を意味する)すべきであつたからである(治罪法第二五五条)。

(11) 十八年四月三十日の予審終結言渡書によると、十七年十二月十四日夜、愛知郡豊田村における熱田警察署雇山川喜三郎傷害事件(前掲犯罪事件一覧表・第一公訴状事件番号三六参照)の加害者は、種村、皆川、佐藤、中条としていた。故障の申立てで、種村、皆川、佐藤共に、直接の加害者であることを否定した。会談局の審理の結果、この中、種村、皆川の申立をみると、兩人を同事件から除いたのである。従つて、第一公訴状における同事件の加害者は、佐藤、中条だけとなつた(この兩名も、重罪裁判所の判決の結果、無罪となつたことは、後述の通りである。本稿五二頁参照)。

(12) この故障申立の理由を要約すると、次の通りである(便宜上、事件名は第一公訴状の事件番号を以て示す)。

大島は第二九事件以外には加らず、鈴木松は第二〇事件、第二二事件の殺人には直接手を下さず。種村も同じ。さらに種村は第三六事件の傷害には関係なく(この申立はみとめられた。前註参照)、第三五事件では傷害被害者を纏つた事実なし。佐藤は第二〇、第二二、第三六事件の殺傷に直接手を下さず、皆川は第三六事件に関係なし(この申立はみとめられた。前註参照)。祖父江は第三八事件で教唆の事実なし。塚原は第二二事件の殺人に直接手を下さず。奥宮は第二二事件に直接手を下さず、仮令手を下したとするも単なる殺人であつて、罪を免かれるための殺人ではない。第三八事件では教唆の事実なし。服部、加藤、鬼島は、すべての事件に関係なし。

(13) 治罪法第二五七条に「検事其他訴訟関係人ハ會議局ノ言渡シニ対シ上告ヲ為スコトヲ得」とある。

(14) 治罪法第四一〇条は、予審又は公判に對する上告理由十一項目を掲げているが、事實の誤認は、入つていない。すなわち、事實の当否は、上告により争ひえないのである。

(15) 十八年四月三十日の予審終結言渡書にみえる被告人の中、鬼島は十九年九月十三日、萩野は同月十八日、病氣のため獄死した。それがたゞめ、兩人に對する公訴権は消滅した。この獄死は世間に公表されなかつたとみて、十九年十一月十二日・時事新報は「久しく延引したる平田橋事件の公判は、最早遠からず開廷の由なるが、曩に同事件にて入獄せし鬼島貫一、萩野浅五郎の両氏は虎列刺病にて死亡したりとの噂あり」と報じている。

(16) 前掲自由党史・下巻・一一九頁、一三八頁。

(17) 警察署の第一回取調日を逮捕日とすると、鶴海は八月二十六日、村上は同月二十八日である。あるいはその前に逮捕されたのかも知れない。

(18) 註(8) 参照。

(19) この故障申立の理由を要約すると、次の通りである(便宜上、事件名は第二公訴状の事件番号を以て示す)。

大島は第一、第三、第七事件に関係なし。松永は第五事件で賍金たることを知らずして金銭を受取つた。中島は第四事件の強盜に関係なし。村上は第一五事件の強盜に当り見張番はせず、強盜と知らずして同行したのみ。

(20) 中島は、十七年十月八日夜は、知人宅に雇われ外出しなかつたことを理由に、同夜の名古屋区矢場町清浄寺強盜事件とは無関係であると主張した(第二公訴状事件番号第四、判決事件番号第四〇、前掲犯罪事件一覽表参照)。しかし、前にも述べたごとく事實の当否は上告理由にならないので大審院はその主張を斥けたのである。

(21) 重罪裁判所は一年を四期に分け、三ヵ月毎に開かれるのを原則とした(治罪法第七一条)。第一公訴状は十九年九月提出であるから、十九年第三期重罪裁判に該当、第二公訴状は二十年一月提出であるから、二十年第一期重罪裁判に該当する。兩者を合併、十九年第四期重罪裁判所の裁判として行つたのである。しかし、公判の開廷は二十年二月であつたから、形式的名称と實質とは、いまいがある。こうした臨機の措置が行われたものとみえる。

(22) これは、被告人を訊問し、弁護人を選任したるや否やを問うためである(治罪法三七八条一項)。一月二十六日、松田裁判長の訊問に對して、奥宮、加藤、祖父江、岡田、久野以外は弁護人を選任せずと答えた。それがため、それ以外の者には、裁判長が職権を以て弁護人を附した(治罪法三七八条二項)。その後、大島、松永、塚原が、自ら弁護人を選んだ。

なお、未逮捕の中条に對しては、一月二十二日、一月二十六日に出頭する様呼出状が出されたが、出頭せず、さらに一月二十六日、二月一日に出頭する様ふたたび呼出状が送られたが、結局、中条は出頭しなかつたのである。

- (23) これらの記事には、重要な個所で、若干の誤記と脱漏がある。そのほか、明治二十三年三月二十三日・二十五日・二十七日・二十九日・三十日・三十一日・朝野新聞にも、判決文が掲載されているが、これも同様である。
- (24) 明治十四年九月二十日・太政官布告第四十六号に「治罪法第四十条ニ犯罪地ヲ裁判管轄ト規定有之候処当分ノ内犯罪ノ地分明ナル被告人ト雖モ管轄裁判所ヨリ囑託アリタルトキハ其被告人逮捕ノ地ノ裁判所之ヲ管轄ス可シ」とある。これにもとづく裁判である。
- (25) 明治二十年六月五日・六日・金城新報に、判決文が連載されている。
- (26) 明治二十年六月四日・金城新報は「大島藩、鈴木松五郎の兩人は、予て死刑の宣告を受け：昨日死刑を執行せられたりと聞く、当警察本部より立会として丸山、山田、小久保の各警部が臨場さる」と報じている。
- (27) 明治二十年六月三十日・金城新報は「富田勘兵衛は愈々昨日午前八時死刑を執行されたり、右に付、当大塚控訴院長、加納検事長、巖谷始審裁判所長及び警部、安田典獄等にも立会はれたる由」、翌七月二日・同新聞は「一昨日死刑執行されたる富田勘兵衛の死体を当愛知病院に於て解剖せられたる由」と報じている。
- (28) 明治二十年三月二十九日・金城新報に「愛知県藤島村士族中条勘助(三十二年)は、明治十七年八月中、西春日井郡平田橋に於て巡查を謀殺したる供犯者とかにて、過日、名古屋重罪裁判所へ拘留中、逃走せしにより欠席裁判を申渡されたる処、此頃長野県上諏訪警察署に於て拘引せられ、去る廿五日、名古屋警察署へ伝送せられたるを以て、直ちに重罪裁判所へ護送せられたりと云ふ」とある。但し、拘留中逃走一件は誤報である。
- (29) 前掲自由党史は、「巨魁の一人富田勘兵衛のいまだ縛に就かざるが為め、疑獄容易に決せず、遂に三年の久しきに及べり」(下巻・一一九頁)と述べ、裁判の長びいた理由としている。田岡・前掲叛臣伝もまた同様である(一一二頁)。本文で述べたごとく、十八年四月三十日の予審終結言渡に対する故障の審理が、約十一月間もつづいたことが、裁判の遅れた最大の理由と思われるが、これとても、あるいは重要な関係者の一人である富田の逮捕を待ちつづけたためであつたかも知れない。

#### 四 名古屋事件裁判の問題点

名古屋事件の内容およびその裁判の経過は、すでに述べた通りであるが、以下、その裁判をめぐる問題点を、次の三つにしぼつて考察してみたい。

一 裁判管轄の問題——とくに内乱罪との関連——

明治十七年十二月十五日朝、皆川源左衛門が逮捕されたことが、名古屋事件発覚の端緒であつたことは前に述べた。皆川の自白にもとづき、種村、佐藤の逮捕、取調、その結果、内乱準備のための強盜事件の一端がうかがひあつたのである。この三名を取調べた熱田警察署警部松島正義から愛知県警察本署警部長阿川光祐宛の申告書には「其念慮ヲ問ヘハ富田勘兵衛、大島渚等ノ教唆ニ乗シ非望ヲ企テ、將ニ為ス所アラントスル準備ニ出シモノト推考セラル、果シテ其目的ニ出シモノトセハ、即チ刑法第百廿二条（内乱罪、次款で詳述する）手塚註ニ触ルモノト思料スル云々」（明治十七年十一月廿一日付）とある。松島警部は、簡単に彼等が国事犯（内乱罪）容疑者であると、推測したのである。しかし、この事件の法律的処理は、決して單純ではない。容疑者一同を、内乱罪とすべきか、それとも強盜罪とすべきか——これが、名古屋事件の裁判の冒頭における問題点であつた。何となれば、そのいずれかによつて管轄裁判所に異同があるからである。すなわち、内乱罪ならば高等法院を開いて特別の裁判を行うか、さもなければ司法卿の上申、太政官の指令によつて特定の通常裁判所が管轄裁判所に指定されるのである。強盜罪ならばそうした特別の手續を経ず、治罪法の一般規定（第三八（条以下））によつて直に管轄裁判所が決定されるからである。

事件の検挙、取調を指揮した名古屋始審裁判所上席検事澄川拙三は、次のごとく、十八年一月二十九日、司法省検務局長青山貞宛、第一報を送つた。

愛知県士族大島渚外廿四名ノ者一昨明治十六年十二月以降県治下ニ於テ軍資募集ヲ名トシ其実自己ノ利慾ヲ逞フセン為メ党与ヲ結ヒ数ヶ所ニ於テ強盜ヲ為シ殊ニ戸長役場ニ押入公租金ヲ強奪シ且書役始メヲ創傷シ又ハ犯罪ヲ免カル、為メ惨刻ノ所為ヲ以テ巡査ヲ故殺シ若クハ盜ニ因テ人ヲ殺傷シタル犯罪事件ニ付現今予審ニ付ス其事実タル実ニ尋常外ニ出テ一時民心ヲ攪擾スルノ恐レアリタリ仍テ不取敢其被告人ノ姓名及ヒ事実ノ概略左ニ御報告及候

(ここに大島、萩野、鬼島、富田、鈴木松、青沼、種村、佐藤、山内藤、哲川、祖父江、岡田、塚原、久野、奥宮、中条、鈴木桂、山内徳、寺西、安藤、鬼頭、梅田、服部、傍島、稻辻の住所、氏名、族称の列記があるが略す——但し種村は種村と誤記され、鈴木桂は田中慶太郎、梅田は水谷与吉と、それぞれ別名になっている——手塚註)

右之者共ハ旧自由黨員及ヒ公然入党セサルモ平素自由主義ヲ唱ヘ頗フル過激不良ノ徒ニシテ現ニ曩ニ御報告及ヒ候名古屋区小市場町寄留士族村松愛藏等カ内乱予備ノ被告事件計画ノ前後ニ於テ被告ノ内塚原九輪吉久野幸太郎岡田利勝祖父江道雄ノ四名モ屢ヘ会ヲ催シタルコトアリ其挙動共犯ト思料セラレ候ヨリ其際逮捕致シ猶同伴ニ関シ費用金出所不明ノ廉アリタルヨリ強盜ノ嫌疑ヲ以テ捜査中明治十七年十二月十四日夜大島渚ノ共犯タル富田勘兵衛外数名尾張国知多郡大草村戸長役場ヘ押入り公租金千有余円ヲ強盜シ且書役近藤嘉平治外兩名ニ創傷シテ立去同夜右急報ヲ接シ現場ニ出張シタル熱田警察署ノ巡查及ヒ雇数名ト途中愛知郡豊田村地内ニ於テ出会シ雇山川喜三郎ヲ毆傷逃走セリ依テ嚴密捜査ノ上翌朝共犯ノ内皆川源左衛門ヲ逮捕シ取調フルニ遂ニ共犯ノ姓名ヲ吐露シ爾來追々前記ノ者共ヲ逮捕シ其犯罪ノ事實ヲ得タル要領左ノ如シ

一 被告大島渚ハ今回強盜ノ巨魁ニシテ富田勘兵衛萩野浅五郎塚原九輪吉鈴木松五郎等之ニ亞キ共ニ現政府ヲ改良スルハ兵力ニ訴フルニ在リ其軍資ヲ募集スルニハ農商ヲ問ハス普ク豪富ノ家ニ押入財物ヲ強取スルニ如カスト唱ヘ久野幸太郎祖父江道雄岡田利勝等其謀議ニ參シ殊ニ東京旧自由黨員奥宮健之モ之ニ加ハリ前記ノ口実ヲ以テ同志ヲ糾合シ其実一己ノ私慾ヲ逞フセント凶リ明治十六年十二月以降同十七年十二月ニ至ルノ間ニ於テ愛知県管下尾三両国内數十ヶ所ノ人家ニ押入短銃又ハ刀劍ヲ以テ脅迫シ数千円ノ金員其他物品ヲ強奪シタルノミナラス明治十七年七月七日夜知多郡野間村平民伊藤喜七方ニ押入ラントシテ同村旧番人山本久藏ヲ兇殺シ同年八月十一日夜尾張国西春日井郡平田村地内平田橋近傍ニ於テ枇杷島警察署詰巡査中村知時同御用係加藤久三ノ兩名ニ出会誰何セラレ其犯罪ヲ蔽フカ為メ慘刻ノ行為ヲ以テ右兩名ヲ斬殺シタル行兇者ハ皆被告等ノ所為ナルコト判断シ其証憑明確セリ

依テ被告ノ内久野幸太郎外九名ハ本月十九日以降兩次ニ予審ニ付シ大島渚外七名ハ本日予審ニ付シ残余富田勘兵衛萩野浅五郎中条勘助青沼伝次郎田中慶太郎水谷与吉鬼頭政七ノ七名ハ目下其所在ヲ得サルモ一面起訴シ一面嚴密捜査候ニ付不日就縛可及右ニテ当地方旧自由黨員等ノ内過激不良ノ徒ハ大略一掃致シ爾來民心靜穩ニ帰シ候條概略ノ事實御報告及ヒ候右御檢閱濟ハ一応長官ヘモ瀏覽ニ供セラレ候様致

シ度此段併せて開陳及ヒ候也

明治十八年一月廿七日

名古屋輕罪裁判所

検事 澄川 拙三

司法省検務局長

司法省三等出仕 青山 貞殿

追テ巨魁大島藩ハ最初頑梗不屈ニシテ更ニ其実ヲ供セザリシ処司法警察官取調中留置場内ニ於テ違書ヲ記シ縊首致シタルモ直チニ救護致シ爾來始テ事実ヲ陳白致シ候尤モ本文事件ハ取調上村松愛蔵被告事件トハ関連不致義判然致シ候条此段申添候也

この報告にあるごとく、全員の予審請求がすでに済んでいたことは、澄川検事が高等法院の開設を全く考慮していなかつたことを意味する。高等法院における裁判の予審判事は、上裁をとおいで大審院判事から任命されるのであるから(治罪法第八六条)、その開設を予想すれば、澄川検事が独断で名古屋輕罪裁判所の予審を請求することはありえないからである。澄川検事の判断では、事件を単なる強盜事件として処理すべきものと考えたのか、あるいは、たとえ内乱罪として処理される場合でも、当然に名古屋重罪裁判所に特命あるものと予想したか、そのいづれかであつたと思われる。「現政府ヲ改良スル」「口実ヲ以テ同志ヲ糾合シ其実一己ノ私慾ヲ逞フセント図リ云々」と述べていることからみると、おそらく前者の判断であつた公算の方が大きい。

澄川検事の報告をうけた青山検務局長は、折り返し、次のごとく通牒した。

愛知県士族大島藩外二十四人持兇器強盜人ヲ殺傷シタル被告事件ニ付御申越之趣致承知候然ルニ右ハ通常事件ト少シク其趣旨ヲ異ニシタル儀ニモ有之候条該件詳細之事実相分り候ハ、速ニ御報告相成度此段及御通牒候也

明治十八年二月三日親展

自由党名古屋事件裁判考

司法省検務局長

司法省三等出仕 青山 貞

名古屋始審裁判所

検事 澄川 拙三殿

追而本文之事件ハ村松愛蔵ノ被告事件ト関連不致云々ハ承知致シ候得共右関連之有無ニ付テハ猶篤ト御取調有之度候也

青山検務局長は「村松愛蔵ノ被告事件」(飯田事件)との關係に、疑いをいだいたものと思われる。ほとんど同じ時期に、場所も同じ名古屋で、同種の内乱陰謀が発覚したこととて、両者の関連が推測されても無理ではなかつた。青山は、前掲通牒を發した翌五日、澄川検事の報告を、司法卿山田顯義に上申している。

この通牒に接した澄川検事は、三月九日、警察、検事調書の「緊要ノ部分ヲ謄写」し、事件一覽表を附して送附した。

しかし、その後、検務局長から早急の指示がなかつたので、澄川検事は直接に司法卿宛、上京、打合せの機会があたえられるよう、次のごとく要請した。彼としては、万一、事件が国事犯として取扱われることに決定され、とくに高等法院が開かれるような場合には、彼の行つた名古屋輕罪裁判所に対する予審請求が、越權の非難をうけることを憂慮し、自己の所見を直接上申する機会がほしかつたのである。

大島渚及広瀬重雄被告事件ニ付伺

愛知県士族大島渚外廿名カ強盜又ハ故殺事件及ヒ神奈川県平民広瀬重雄カ内乱陰謀事件發覺ノ儀義ニ具申ニ及ヒ猶大島渚始メニ関スル証拋書類ヲ謄写シ検務局長迄差出候ニ付電覽相成タル儀ト存候其後右広瀬重雄被告事件当職ニ於テ取調候処右ハ村松愛蔵八木重治等ト共ニ内乱ヲ起スヘキ事ヲ陰謀シタル事実明確致候付愛蔵等ト同シク管轄ヲ定メラレ候義御指揮ヲ乞フ為メ今回右書類ヲ謄写シ検務局長ヘ差出候且又大島渚事件ノ義モ目下当庁ノ予審ニ付シ置候処既ニ大略予審終了ノ場合ニ連ビ他ニ取調請求スベキ廉無之ト思料致シ候然ルニ大島

渚ニ関スル事件タルヤ前述村松愛蔵トハ全く関連致サルモ右ハ通常ノ犯状トハ其趣旨ヲ異ニシタル義ニ付矢張愛蔵事件ト同様其管轄ヲ定メラレ候御詮議ナルヤ或ハ通常裁判ニ付セラレ候儀ナルヤ右両様ノ内何レニ相定リ候モ頗フル非常ノ事柄ナレバ予メ御詮議振承知致サ  
バル時ハ他日取扱上支吾ヲ生スルヤモ難測付テハ愛蔵等事件未ダ管轄ノ御達無之以前ニ於テ一応上京ノ上親シク右等ノ御指示ヲ蒙リ且事件ノ顛末等モ具サニ上申仕度依テ至急上京ノ儀御許可ヲ仰キ度此段相伺候也

明治十八年三月十六日

名古屋輕罪裁判所

検事 澄川 拙三

司法卿伯爵 山田 顯義殿

ところが、検務局においては、これより先き、飯田事件は国事犯として取扱うが、高等法院は開かず、長野重罪裁判所の管轄とする方針を決定<sup>3)</sup>、二月二十七日、司法卿に稟議、翌三月十七日、司法卿から太政官に上申された。一方、名古屋事件は、澄川検事の最初の報告通り、これを単なる強盜事件として取扱う方針を決定していた。「本案被告事件ハ名ヲ国事改良ニ仮ルト雖トモ、其実自己ノ利欲ヲ謀ル為メニ過キスシテ、固ヨリ通常ノ犯罪ナルヲ以テ通常裁判所ニ於テ管轄スヘキハ当然<sup>4)</sup>」(明治十八年三月日不詳、青山<sup>4)</sup> 検務局長より司法卿へ稟議書) という趣旨である。この方針は、司法卿の決裁を経て、次のごとく澄川検事に伝達された。

司法省指令

伺之趣大島渚等カ被告事件ハ固ヨリ通常ノ犯罪ナルヲ以テ通常ノ手続ニ從ヒ取扱フ義ト心得ヘシ 依テ此際出京ノ義ハ難聞届候事

明治十八年三月三十日

かくして、名古屋事件の処理は、全く通常の刑事事件として名古屋始審裁判所の処置に任されることが確定したのである。もちろん、澄川検事が上京の必要もなくなつた。その後の裁判の経過において、澄川検事が、本省検務局の指示をあおいだ形跡は全くみあたらない。<sup>5)</sup>



元來、治罪法によると、前にも一言したごとく、**国事犯**（内乱罪、外患罪）は、**国家非常の事件**として高等法院と呼ばれる特別裁判所の所管とされる規定であつた（第八三）<sup>(6)</sup>。この規定にもとづいて処理されたのが、福島事件（明治十六年九月一日・判決）と高田事件（同年十二月十七日・判決）である。しかし、こうした特別裁判の結果、被告人は国民的「志士」として社会的に賞揚される逆効果を生み、また大審院長を中心として組成された高等法院そのものも、かならずしも政府の嚴罰方針に追随しなかつたため、高田事件の判決直後すなわち十六年十二月二十八日、大政官布告第四十九号を以て、「治罪法第八十三条ニ記載スル事件ニ付高等法院ヲ開カサル時ハ通常裁判所ニ於テ裁判スルコトヲ得」と、治罪法の一部修正を行い、政府権力がおよび点では高等法院に比較すると、はるかに容易であつたと思われる地方の裁判所にも、国事犯審理の権限をあたえたことは、別の機会に、私が詳しく考察したところであり、その実例が飯田事件と大阪事件である。と同時に、その後統発した自由党関係の諸内乱事件に対しては、できる限りそれを国事犯事件として取扱うことを回避し、強盜、放火、殺人あるいは兇徒聚衆などの一般的破廉恥罪を以て処断する方針が採られた。加波山事件が強盜殺人罪<sup>(明治十九年七月、東京、千葉)</sup>、秩父騒動が放火、殺人、兇徒聚衆罪<sup>(明治十八年二月、浦)</sup>を以て処断されたのは、それがためである。

名古屋事件に際し、澄川検事の採つた方針および青山検務局長の裁断は、共にそうした加波山、秩父両事件の前例を踏襲したものである。しかし、そうした措置が、当時の明治十五年刑法（旧刑法）に照し、果して妥当であつたかどうかは、十分な検討に値する問題であらう。次に款を改め、その点を考察してみたい。

## 二 内乱罪を適用しなかつた根拠

名古屋事件の主たる内容が、「国事の改良」すなわち内乱の準備のために行われた集団強盜であつたことは、すでに述べたところで明白であるが、そうした事実が、旧刑法の何罪を構成するかが問題である。

まず事件の端緒をつかんだ熱田警察署の松島警部が、旧刑法第一二二条に該当するものとして阿川警部長に報告したことは、前に述べた。その条文は、次の通りである。

第一二二条 内乱ヲ起スノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀其他軍備ノ物品ヲ却掠シタル者ハ已ニ内乱ヲ起シタル者ノ刑ニ同シ

この条文の文理によると、いかにも名古屋事件のごとき内容は、これに該当するやにみえる。しかし、本条は、その草案に「政府ニ属スル兵器彈藥金穀其他軍備ノ物品ヲ却掠シタル者」「陸海軍製造所若クハ軍營及ヒ政府ニ属スル船舶ヲ却掠シタル者」(日本刑法草案)とあつたことから、沿革解釈が行われ、政府が所有する軍備のための兵器彈藥船舶金穀その他の物品を奪う罪であると解することが、定説となつていた。したがつて、名古屋事件の場合、一般の強盜事件はもちろん、戸長役場の公金の強奪も、それは軍用金とはいえないから、本条の適用はありえない。とすれば、松島警部の解釈は、条文の表面だけをみた誤りであつたといえよう。

元来、内乱の予備として強盜をなしたる場合、旧刑法のいかなる条文によつて処断すべきかは、起案者ボアソナード自身も「確説」<sup>(10)</sup>がなかつたといわれる難問の一つであつたため、それについての学説は多岐にわたつてゐる。

まず、宮城浩蔵博士は、明治十七年の「日本刑法講義」においては、「内乱ノ軍備ニ供スル為メ、人民私有ノ金穀船舶等ヲ強取掠奪スル所為ノ如キ、一面ハ内乱ノ予備、一面ハ内乱ヲ遠因トシタル強盜罪ナレハ、内乱予備ノ点ハ第百二十五条ニ照シ、強盜ノ点ハ純粹ノ強盜ト為シ、二罪俱発ノ例ニ照シ、重キニ從テ処断スヘキモノ」<sup>(11)</sup>と解されていた。実際の裁判例においても、柴田浅五郎等の秋田事件では、こうした法律適用が行われ、内乱予備罪と強盜罪の数罪俱発(併合罪)によつて処断されている<sup>(12)</sup>(明治十六年三月、十七年三月、秋田縣罪裁判所判決)。

ところが、同じく宮城博士が、明治二十六年に出版された「刑法正義」においては、そうした「数罪俱発」説を一擲さ

れ、全く別の見解を述べておられる。次の通りである。<sup>(13)</sup>

茲ニ一ノ重大ナル問題アリ。即チ兵器金殺ヲ準備スル為メ強盜ヲナシタルトキハ、之ヲ如何ニ罰スヘキヤ。例ヘハ内乱ヲ起サントシテ  
檄文等ヲ以テ多衆ヲ嘯集シタルモ、未タ兵器金殺ノ具備セサルヲ以テ、之ヲ得シカ為メ強盜ヲナシタル者アリトセンニ、此所為ハ普通ノ  
強盜ヲ以テ罰スヘキヤ、或ハ本条(旧刑法第二二五條―手塚註)ノ所謂内乱ノ予備タルヘキヤ。(中略)

第一説ハ如何ナル所為ト雖モ、内乱ノ予備タルトキハ本条ヲ以テ之ヲ問フトイフニ在リ。此説ハ其刑甚タ輕キニ失ス、已ニ見タル如ク  
強盜ナルトキハ人ヲ傷シタル者ニシテ尚ホ無期徒刑ニ処セラレ、死ニ致シタルトキハ死刑ニ処セラレ、而ルニ本条ニ依リ内乱ノ予備トシ  
テ之ヲ罰センカ、其人ヲ傷シ人ヲ殺シタル者ハ附和隨行者ノ如キ者ナルトキハ、其刑タル僅ニ輕禁錮ナリ。之ヲ強盜ト為スト為サ、ル  
ト、其刑ニ於テ大差アルニ非スヤ。何故ニ内乱ノ予備タルトキハ其刑普通罪ノ刑ヨリ輕キヤ。内乱ノ予備タルカ為メニ重キ罪力変シテ輕  
キ罪トナルハ何ノ理由ニ因ルヤ。第一説ハ適理ノ論ニアラサルコト知ルヘキモノ。第二説ハ仮令内乱ノ予備タルモ普通罪ノ刑ニ觸ル、ト  
キハ、普通罪ノ刑ヲ以テ之ヲ論ストイフニ在リ。此説ニヨレハ、時ニ或ハ其刑輕キニ失スル場合ナキニ非サルヘシト雖モ、概シテ之ヲ言  
フトキハ、其刑重キヲ以テ第一説ノ弊ハ則チ之ヲ免カルヲ得ヘシ。然レトモ尚ホ論理ニ適セサル者アルヲ如何セン。蓋シ内乱ノ予備ノ為  
メニ強盜ヲナシタル者ハ之ヲ強盜トナスモ、内乱着手ノ後敵地ニ入り、兵器金殺ヲ強奪シタル者ハ之ヲ強盜トナス能ハサル可シ(第一二  
八條に明文あり―手塚註)、同シク強盜ニシテ予備ナルトキハ普通罪トナリ、着手後ナルトキハ国事犯トナルハ何ノ故ゾ……故ニ右両説ハ  
孰レモ正鶴ヲ誤ルモノト謂ハサル可カラス。(中略)

此問題ヲ決スルニハ其所為ノ性質ニ由リ、普通罪トナルト内乱予備トナルト區別セサルヘカラス……其強奪ノ所為ニシテ己レノ敵トス  
ル政府ニ対シタルトキ……ハ是レ己レヲ利スルト同時ニ敵即チ政府ヲ害スルヲ以テ、純粹ノ内乱予備トナササル可カラス。之ニ反シテ人  
民ニ対シタルトキハ、内乱ヲ起サントスル者ハ、必スシモ人民ヨリ兵器金殺ヲ強取セサルヘカサル理由ナシ。他ニ為スヘキノ方法アル  
ヘシ。之ヲ為サスシテ却テ為スヘカラサルコトヲ為ス。是レ内乱ヲ遠因トシタル強盜ニシテ内乱ニ直接ノ關係ナシ。即チ単ニ自己ヲ利ス  
ル所為ナルヲ以テ之ヲ普通強盜罪ノ刑ニ問ハサルヘカサルナリ。之ヲ要スルニ、其強盜ニシテ官府ニ対スルトキハ内乱ノ予備トナシ、  
人民ニ対スルトキハ普通ノ罪トナス。

この説明で、「第一説」、「第二説」、さらに宮城博士の新説の三つが並立していることがわかる。博士はかつて自分も採用していた数罪俱発説の当否に、ここでは全くふれていないが、おそらく、内乱予備としての強盜の場合、その内乱予備と強盜とは「無形的罪ノ集合」<sup>(14)</sup>（無形的数罪俱発）（現代刑法学でいう觀念的競合—手塚註）すなわち一つの行為と考えられたのであろう。しかし、内乱の合意と、強盜とを分離して別の行為とみることができるとすれば、数罪俱発説もまた存続の余地はありう<sup>(15)</sup>。とすると、前述の三字説にこれを合せ、合計四つの見解が併存することになる<sup>(16)</sup>。

名古屋事件に対する澄川検事、青山検務局長等の見解は、以上の中のいわゆる「第二説」（強盜罪説）に拠つたことは明らかであろう。名古屋重罪裁判所の判決が、内乱予備に全くふれていないことは、これまた、同様の見解を判決全体の前提としていたと、理解することができる。すなわち、澄川検事等の措置は、たとえそれが内乱罪の適用を極力回避する企図からではあつたにもせよ、旧刑法解釈の一説を採りいれたまでであつて、旧刑法の規定を恣意的に曲解したものとはいえないのである。しかし、他の説も絶対、に不当とはいえないから、それを採ることも可能ではあつた。もしも、「第一説」を採れば、純然たる内乱予備罪となり、数罪俱発説を採れば、内乱予備罪と強盜罪の俱発となり、また宮城博士の新説を採れば、公金強奪の一件（前掲犯罪事件一覽表・第一公訴状事件番号三五、判決事件番号三四参照）だけが内乱予備罪、他は一般的強盜罪で、結局は数罪俱発となるのであつた。これらの場合は、いずれも内乱罪の点で、その事件の管轄は、当然には、名古屋重罪裁判所の管轄にはならなかつたわけである。

ところで、名古屋事件の予審決定以来、裁判の全過程を通じて、被告人またはその弁護士から、そうした法律論的異議が申立てられた形跡は全くない。予審言渡に対する故障申立理由および上告理由は、前節で述べたごとく、強盜事件そのものの事実認定に対する異議であり、名古屋重罪裁判所の判決に対する最終の上告理由も、後ちに述べることくまた同じであつた。これまで、「一同は強盜といふ如き常事犯の罪名にて処断せられたるを憤り、上告して国事犯なりと主張したるも容れら

れなかつた<sup>(17)</sup>」という説もあつたが、そうした事實は全くない。

加波山事件では、被告から国事犯として取扱うようつよい要請がなされ、それがため、予審以来、管轄違いが問題になり、大審院の上告審でも、それが争点であつたといわれるし、また静岡事件でも、多くの被告は絶食戦術を採つてまで、国事犯として処罰するよう主張したと伝えられている。当時、自由党諸暴動事件の関係者の中には、処罰されるならば、常事犯ではなく国事犯でという志士意識が、たしかに横溢していたものとみていい。それにもかかわらず、名古屋事件の場合、そうした状況が全くみられないのは、何故であろうか。加波山事件の先例に鑑み<sup>(18)</sup>（明治十九年八月十一日、上告棄却）<sup>(19)</sup>、そうした上告理由は絶対<sup>(19)</sup>に成立しないものと観念していたためか、それとも、事件関係者の多くが前に述べたごとく、博徒を中心とするいわば行動隊員であつたので、一般的に国事犯的ムードがもりあがらず、全員強盜罪にあまんずる結果を招来したのか、いずれにせよ、それは、加波山事件、静岡事件の裁判の場合とは異なり、名古屋事件裁判の一特長といえるであろう。

### 三 事実認定、法律適用、量刑

名古屋事件における犯罪事實は、前掲の犯罪事件一覧表（本稿九頁以下参照）に示したごとく、公訴件数（第一公訴狀四一件、第二公訴狀一九件）六〇件、その中、判決による無罪四件をのぞくと五六件<sup>(20)</sup>の多数にのぼつている。

最初の予審決定―故障申立―会議局判決―上告―大審院判決―最終的予審決定―公訴狀提起―重罪裁判公判―重罪裁判所判決―上告―大審院判決、この過程において、各事件の事實の認定には若干の変化があり、それに伴い、法律の適用さらに各被告の量刑にもまた変化もみられる。次に、そのような事實認定の変化した事件だけを考察してみたい（前掲犯罪事件一覧表の順序による。第一公訴狀は第一公、第二公訴狀は第二公、判決は判と略称し、事件番号は算用数字で示す）。

一 明治十六年十二月二十四日、久野輝彦方強盜（第一公・2、判・2）。公訴狀には加藤米三郎が入つていたが、最初の予

審決定に対する故障申立以来、公判廷（二月九日）でも、加藤は否認した。それがため、検事も公判廷（二月十二日）で「果シテ行キタルヤ其証憑充分ナラサルニ付」公訴を抛棄した。したがつて判決でも証憑不充分で無罪となつた。

二 明治十六年十二月二十六日、西生寺強盜（第二公・1、判・38）。公訴状には大島渚、加藤米三郎も入つていたが、最初の子審決定に対する故障申立以来、公判廷（二月九日）でも、兩名は否認した。検事は公判廷（二月十二日）で、大島については「果シテ行キタルヤ其証憑充分ナラサルニ付」公訴を抛棄したが、加藤については「行カヌト申スモ只一種ノ申訳ニテ自カ先キニ予審、警察ニテノ申立ヲ取消ス程ノ力ナシ」と、主張した。判決では、兩名とも証憑不充分で無罪となつたが、しかし、共犯者の自白で、犯人が五名であることはみとめ、「住所姓名知れざる者一名」としている。

三 明治十七年四月二日、木村源市方強盜（第一公・10、判・10）。公訴状には鈴木松五郎が入つている。最初の子審決定に対する故障申立でも、また公判廷でも、鈴木自身はとくに否認していないが、検事は公判廷（二月十二日）で「鈴木松五郎ハ其所為アリトノ証憑充分ナラス殊ニ共犯人等ハ皆四人ナリト云フ以上ハ鈴木ハ行カサルモノト云ハサルヘカラス」と、公訴を抛棄した。したがつて、判決では証憑不充分で無罪となつた。

四 明治十七年七月六日、伊藤嘉七方窃盜、殺人（第一公・20、判・20）。これは伊藤方に忍び入つた富田、鈴木松、種村、佐藤、山内藤が、勝手から飯櫃を持ち出し、戸外でそれを食べ、ふたたび同家に戻らんとしたとき、同村の旧番人山本久蔵が、同家の門があいているのをあやしみ、棒を手にて同家の主人の名を呼びつつ門内に入つてくるのに会い、同人を殺害した事件である。公訴状では「勘兵衛松五郎金次郎鎌吉ハ抜刀ヲ以テ久蔵ニ向ヒ同人ノ頭部額骨ヨリ冠状縫合ヲ斜ニ沓ケ所其外八ヶ所ニ切付ケ藤一郎ハ右杉丸太ヲ以テ同時ニ久蔵ノ頭部ヲ目掛ケ打到シ終ニ之ヲ殺害シタコト」となつてゐる。そして、法律適用では、全員が旧刑法第三八〇条の強盜殺人と断定していた。この事件については、すでに最初の子審決定の際、鈴木松、種村、佐藤から直接手を下さずという理由で故障申立が行われていた。さらに、公判廷（二月五日）では、山内も

「行キタルモ自分ハ刃モノハ持チ行キ申サス」「自分ハ第一ニ逃ケ更ニ存シ不申」と、殺人を否認し、種村、佐藤も殺人には加わらず逃走したと陳述した。鈴木は故障申立の場合とは異なり殺人をみとめ、富田もまた殺人をみとめた。検事は公判廷(二月十二日)で、直接の加害者は富田、鈴木、山内の三人であるが、種村、佐藤も現場にいたから、全員同罪、強盗殺人であるという公訴状の見解を変えなかつた。しかし、判決では、種村、佐藤、山内の逃走をみとめ、この三人は窃盗、富田、鈴木は、公訴状にいう強盗殺人ではなく、旧刑法第二九六条の罪を免かれるための殺人と認定した。種村、佐藤、山内が死刑を免かれたのは、この事件に対する判決が、彼等の殺人を否定した結果である。

五 明治十七年七月、祖父江、岡田、塚原、久野、奥宮による強盗教唆(第一公・38)。この一件は、奥宮の警察における自白にその端を發している。十八年一月十二日、名古屋警察署における取調において、奥宮は、

公道協会ニ滞在中或ル日同館ニテ酒宴ノ際塚原九輪吉岡田利勝久野幸太郎等ノ連座中九輪吉ヨリ紙幣贋造スルニ就テハ金員ノ必要ニシテ之レカ支弁ノ途ナキヲ以テ既ニ強盗ヲ行ヒ居レル旨ヲ述ヘ尚ホ同意ヲ勸ムルヲ以テ自分之レヲ辞スルニ不得意ヲ以テスルモ彼ノ申スニハ身自カラ現場ニ臨サルモ是レニハ熟練ノ者モ有之故ヘ夫レ等ノ者ヲ働カセ自分等ハ取締スル迄ナリト強テ同意ヲ勸ガ故ヘ勢ヒ否ミ兼ね遂ニ同意ヲ表シタリ

と述べた(同日、警察調書)。これが原因となり、さらに岡田の親しい同志の祖父江を加え、彼等の教唆一件が、うかびあがつたのである。まず、十八年四月三十日の予審言渡書は、この一件を次のごとく述べている。

最初大島藩鈴木松五郎山内徳三郎鬼頭弥助等カ兵卒ノ軍費ニセンコトヲ口実トシ明治十六年十二月九日ヨリ強盗ヲ始メ而シテ右同月三十日夜愛知県千種村大野紋之助方ヘ押入ル節渚等カ久野幸太郎ヘ相謀リ幸太郎ハ之ニ同意シ第四項(前掲犯罪事件一覽表・第一公訴状事件番号第四參照)手塚註ニ掲クル如ク右紋之助方ニ押入り強盗ヲナシタリ然ルニ幸太郎ハ曾テ塚原九輪吉ト通用紙幣ヲ贋造センコトヲ共謀シ已ニ九輪吉カ神功皇后尊像ヲ画キタル志円紙幣ヲ贋造セント試験中ニシテ其費用ノ乏シキヨリ明治十七年二三月頃渚等ニ強盗ヲナサ

シメ又ハ自カラ強盜ヲナシ其贓金ヲ以テ紙幣贋造ノ費用ニ充ソコトヲ九輪吉ニ相謀リタルニ九輪吉ハ直ニ同意シ其以來九輪吉幸太郎ハ渚富田勘兵衛松五郎等ヘ強盜ヲ教唆シ又幸太郎ハ前教項ニ掲クル如ク渚等ト數回強盜ヲナシタリ而シテ明治十七年六月頃奥宮健之カ漫遊中名古屋へ來リタルニ其當時九輪吉及ヒ祖父江道雄岡田利勝久野幸太郎等相圖リ經濟學術等公益ヲ計ル目的ニテ名古屋区上長者町ニ公道協會ナル者ヲ設置シ傍ラ英学科ヲ設ケント協議中ニシテ九輪吉ト健之ハ旧学友ノコトナレハ健之ヲソノ教師ニセント該協會ニ止宿セシメ置ク中明治十七年七月中頃九輪吉ヨリ健之ヘ紙幣贋造ノコト及ヒ強盜センコトヲ謀リシニ健之ハ直チニ之ニ同意シ其後右同月中公道協會ニ於テ道雄利勝幸太郎健之九輪吉ハ富田勘兵衛等ヘ強盜ヲナサシメント共謀シ其以來名ヲ紙幣贋造ノ費用又ハ國事改良スルニ付テノ費用ニ托シ富田勘兵衛鈴木松五郎等ヘ教唆シ兇器ヲ携帶シ強盜ヲナサシメタルコト

この言渡に対する故障申立において、祖父江、奥宮は教唆の事実を否認した（岡田、久野は一切故障申立をしていない。また、塚原は他の件では、故障申立をしているが、この教唆の一件にはふれていない）。この申立は、会議局の故障判決およびそれに対する大審院の上告判決において一蹴され、公訴状では、次のように述べられている。<sup>(21)</sup>

明治十七年七月中頃愛知県上長者町ニ設置シタル公道協會ニ在テ前頭富田勘兵衛等ヲシテ強盜ヲ為サシメント共謀シ其以來名ヲ國事改良又ハ紙幣偽造ニ藉リテ右勘兵衛及鈴木松五郎等ヲ教唆シ兇器ヲ携帶シテ前教項ニ掲クル如ク強盜ヲ為サシメタリ而シテ勘兵衛等カ強盜ニ因テ人ヲ殺傷シタルコトハ教唆以外ニ出テタルコト

公判廷（二月八、九日）では、祖父江、岡田、久野、奥宮は、いずれも教唆の事実を否認し、ただ一人塚原のみが「十七年七月中」「富田鈴木ノ兩名ノミ」を教唆したことをみとめた。ところが、鈴木松はその事実を否定した。それがため検事は、公判廷（二月十二日）で、次のごとく述べて公訴を抛棄した。

強盜ヲ教唆シタリトノ事実ハ元來奥宮カ警察及ヒ予審ノ白狀ニ原因シ統ヒテ塚原カ白狀之レカ助ケトナリ終ニ此公訴カ起リタル次第ナリ仍テ深ク之レヲ案スルニ抑モ教唆罪ハ唯教唆シタリトノミニテハ未ダ其罪成立セス……之レカ教唆ヲ受ケ之レヲ行フ者ナカルヘカラス



然ルニ其最モ明白ニ白状シタル奥宮カ何レノ個所ノ強盜ヲ教唆シタルカト吟味スルニ漠トシテ之ヲ知ル能ハス又其教唆ヲ受ケ之レヲ行者モ之ヲ知ル能ハス果シテ然ラハ本項ノ教唆罪ハ未タ其罪ノ成立如何ヲ知ルニ由ナキモノナリ依テ強盜教唆ノ証憑充分ナラサルモトスかくして判決では、全員が証憑不十分で無罪となつたのである。

この一件は、名古屋事件全体の性格を示す象徴的な事件である。公道協会の幹部と思われる祖父江道雄、岡田利勝の両名は、この一件の無罪のため、名古屋事件とは全く無関係の存在となつたわけであるが、果してそうであつたのか。前掲の奥宮の自白によると、彼等が大島等の計画の内容を知り、教唆することになつたのは、奥宮が来名した十七年の七月頃以降とあるが、それが仮に事実であつたとしても、その頃にはすでに強盜は実行に移されつつあつたから、それは教唆というよりはむしろ声援、すなわち助言とでもいうべきものであろう。助言は教唆罪に該当しない<sup>(22)</sup>。したがつて、この一件の公訴は、はじめから無理であつたといわねばならない。重大容疑で逮捕した祖父江、岡田が、飯田事件には関係なく、名古屋事件の方もまた関係なしとあつては、検察側の面目にもかかわるので、一応、こうした公訴を提起したように思われる。

祖父江、岡田等と、大島、富田等の行動との関連を解明するには——全く無関係であつたかも知れないが——大島等が強盜開始に先立ち行つたのであるところの共同謀議の内容とその共謀者の範囲を、もつとふかく掘り下げて追求すべきではなかつたのか。しかし、当時、検察側には、そうした問題に対する関心は余りなかつたようである。その証拠には、公判廷(二月五日)において、久野が、「如斯所為ヲ為ス原因ヲ一応陳述致度シ」と請求、裁判長の許しを得て、事の次第を語りはじめたところ、検事は「政体上ノ事並ニ自由党ノ事柄ヲ申スハ本案強盜事件ニハ必用ニ非ラサルヲ以テ簡單ニ陳述スヘキ様制止セラレンコトヲ」と発言、裁判長も「簡單ニ」と注意し、多くを聞こうとしなかつた事実がある。この検事の言のごとく、事件を強盜事件として処理するからには、それ以前の段階にある内乱陰謀の件は、それを知る必要はなかつたのである。こうした検察側の方針が、教唆一件の公訴を、簡単に抛棄せしめた原因ともいえるであらう。

六 明治十七年八月十二日、平田橋事件（第一公・22、判・22）。これは名古屋事件の代名詞のようになっていて警察官殺害事件である。まず、公訴状は大島以下十一人が丹羽郡北島村で強盗の目的を達せず、帰還の途中、平田橋で警官隊と遭遇した状況を、次のごとく述べている。

三人又ハ四人ツツ伴ヒ三組ニ別レ各五六間ツツ隔テ帰ル途中同夜二時頃西春日井郡平田村ヨリ一丁程北ニ於テ夜警ニ出テタル批把島署詰巡查中村知時同署詰御用掛加藤久三カ右三組ノ中間ニ来ル大島渚鈴木松五郎鈴木桂太郎三人ノ中松五郎ノ住所氏名等尋問ヲ為シ其間答中跡ヨリ来ル一組ノ者ハ其場ヲ通り過キ先キニ行キタル者ト俱ニ渚等カ来ルヲ待チ居ルモ知時久三八松五郎ノ風体ヲ怪ミ頻リニ詰問ス然ルニ被告等ハ予テ犯罪アル身ニシテ且其当時各刀剣ヲ隠シ持チ居ルニ依リ逮捕セラレンコトヲ恐レ之ヲ免カル、為渚ハ大音ニテ皆来レト呼ハリ一同走り戻リタルニ付尚又渚ハ大声ヲ発シ「ヤツテシマヘ」ト呼ハリ且同時ニ携ヘタル短銃ヲ発シタリ衆一同其声ニ応シ皆右巡查ヲ殺害セント決心シ久三八北へ知時ハ西ノ小路ニ逃ケタルニ両手ニ別レ渚勘兵衛浅五郎伝次郎ハ知時ヲ追跡シ健之松五郎桂太郎ハ久三ヲ追跡ス九輪吉ハ久三カ逃ケタル方へ中途迄行キ補助及鎌吉金次郎ハ人家ヨリ人ノ出ルヲ防制ス渚勘兵衛浅五郎伝次郎ハ知時ニ追及シ抜刀ヲ以テ其頭部面部ニ七ヶ所其他ニ拾二ヶ所ノ傷ヲ負セ其内頸部ハ同一カ所ニ数度切付ケ終ニ之ヲ殺害シ其状頗ル慘状タリ久三八健之松五郎桂太郎等追及シ各抜刀ヲ以テ同人ノ頭部及面部ニ八ヶ所其他ニ拾五ヶ所ノ傷ヲ負ハセ最モ其内頸部ハ同一カ所ニ数度切付ケ水田ニ突入シ終ニ之ヲ殺害シタルコト

そして、全員が旧刑法第二九六条の罪を免かれるための殺人であるとしている。これより先き、最初の予審決定における事実認定と法律適用が、それと同様であつたので、故障申立の際、大島はその一行に加わらず、鈴木松、種村、佐藤、塚原はいずれも直接手を下さず、また奥宮は手を下したとしても、故殺であつて、罪を免かれるための殺人ではないという理由で、異議を述べたが、会議局の故障判決、それに対する大審院上告審の判決いずれも、その異議をうけ入れず、それがたぬ、当初の予審の決定そのままが、公訴状にうけつがれたのである。

公判廷 (二月六日) においても、種村、佐藤、塚原等がいずれも殺害に加わらずと主張したので、結局、検事は論告に際し (二月十二日) 「廿二項 (第一公訴状番号―手塚註) ノ事実ニ付テハ今日ニ至ルモ大イニ変更スル処無之」とはいいながらも、各人の犯行について、公訴状における事実認定を若干修正した。すなわち、塚原については「他ノ共犯人ノ申立ニ依レハ短銃ノミ携へ途中迄行キ引返シ来リ手ヲ下サス果シテ故殺ノ意アリタルヤ否不十分」、種村と佐藤については「現場ニ於テ人ノ出ルヲ制シタルコトハ明カナルモ殺意アリタルヤ否ノ証憑見ルヘキナシ」、中条については「手ヲ下シタリトノ証憑見ルヘキナケレハ亦殺意アリト認ムルヲ得ス」という理由で、この四人の公訴を抛棄したのである。さらに、奥宮、青沼、鈴木桂についても、次のごとく、法律の適用を変更したのである。

本項ノ被告事件ノ所為ハ各自余罪アル者ナルヲ以テ之レヲ免カレンカ為メ巡查兩人ヲ殺シタリト雖モ其内奥宮健之青沼伝次郎鈴木桂太郎ノ三人ハ果シテ前ニ罪ヲ犯シタルヤ否ヤノ証憑充分ナラサルカ故ニ只故殺ノ所為アルモノト思料ス其他奥宮ハ原ニ人ヲ殺シタル共犯ナリトス而シテ之レヲ論スルニハ第三十八項 (前掲教唆事件―手塚註) ノ事実ヲ確認セサレハ未タ充分ナリト云フヘカラス故ニ独リ奥宮カ本項ノ事実ニ対シテハ単ニ故殺罪ヲ犯シタルモノトノ意見ナリ

かくして、判決では、検事の意見通り、大島、富田、鈴木松だけが、罪を免かれるための殺人、青沼、奥宮、鈴木桂が単純故殺に問われ、種村、佐藤、塚原、中条は証憑不十分で無罪となつた。

罪を免かれるための殺人 (旧刑法二九六条) は死刑であるが、単純な故殺 (旧刑法二九四条) は無期徒刑であるから、格段の差といえる。青沼、奥宮、鈴木桂に対する法律の適用が、前者から後者に変更されたればこそ、この三人は死刑を免れたのである。しかし、旧刑法の故殺は、前掲の単純な故殺と惨刻の故殺 (第二九五条<sup>23</sup>) を区別しており、後者の刑は死刑である。平田橋の殺人の場合、公訴状にも「其状頗ル惨状タリ」とあるごとく、寔に惨酷な模様であつた。中村巡查は全身十九カ所の創傷、加藤久三御用掛は同じく二十三カ所の創傷、傷をうけて倒れたところをめつた切りにしたものとみられ、検証証書に

も「兇行犯人カ如斯慘酷ノ所致アルモノハ警察ノ官吏タルヲ知テナシタルニ相違ナシ」(明治十七年八月十二日、枇杷島警察署検証主任巡查戸田清恒記)と述べているほどである。宮城博士は「刑法講義」において「慘劇トハ如何ナル所存ヲ指シテ云フカ定解ナキヲ以テ……事実上ニ付テ裁判官ノ判定ニ任セサル可ラス」<sup>(24)</sup>としてゐる。されば検事はこの条文によつて求刑することもできた筈である。公判

延(二月十二日)で、松田裁判長は、この点に気がついたとみえ、検事の事実認定陳述の終つた後ち、わざわざ「故殺ハ慘酷ノ故殺ナリヤ否」と訊ねているが、検事は「通常ノ故殺ナリ」と答えている。公訴状では罪を免かれるための殺人で、全員ノ死刑をもとめた検事が、この段階では、青沼等三人だけは、死一等を減ずる決心に變つていたことを示している。その原因は知るに由ないが、この檢察側の態度變更が、青沼、奥宮、鈴木桂三人を、死から救つたことだけは確かである。

七 明治十七年十月二十九日、鈴木徳太郎方強盜(第一公・26)。この一件は、多くの関係者が公判延(二月六日)で否認したので、検事は「最初寺西住之助カ自首ヨリ起リタルモノナレトモ此自首タル何カ為メニスル所アリテ為シタルカ甚タ信ヲ措キ難シ」(二月十二日)と述べ、全員の公訴を抛棄した。判決でも大島、塚原、寺西、安藤、服部いづれも証憑不十分で無罪となつてゐる。

八 明治十七年十二月十四日、熱田警察署雇山川喜三郎傷害(第一公・36)。前にしばしば述べた皆川源左衛門逮捕のきつかけとなつた警察官傷害事件である。公訴状は次のように述べてゐる。

同日午後十時頃愛知郡豊田村字長三郎新田ニ於テ熱田警察署詰巡查大原武章榎田伊直佐久間重勝松永親則同署雇山川喜三郎カ鳴海分署ヨリ右戸長役場ニ強盜押入タリトノ急報ヲ受ケ(前掲犯罪事件一覽表・第一公訴状事件番号三五、判決事件番号三四参照)手塚註)逮捕ノ為メ出張スルニ出逢ヒ金次郎勤助ハ他ノ者ヨリ一步先ニ来ルヲ山川喜三郎カ其風体ヲ怪ミ金次郎ヲ取押ヘ住所氏名等ヲ尋問スルニ勤助ハ其場ヲ免ル、タメ携ヘタル抜刀ヲ以テ傍ヲヨリ喜三郎ノ左腕ニ一刀切付ケタルニヨリ喜三郎モ刀ヲ仕込ミタル杖ヲ抜キ切掛ケントスル際金次郎ハ喜三郎ノ右手示指切付其場ヲ逃去リタリ依テ跡ヨリ来ル富田勤兵衛鈴木松五郎萩野浅五郎皆川源左衛門種村鎌吉ハ右ノ物音ニ驚キ

直ニ其場ヨリ逃走シタル事

佐藤、中条に対する適用条文は、旧刑法第三〇三条の罪を免かれるための殴打創傷である。<sup>(26)</sup>

この傷害事件は、当初、警察の見込では種村、皆川の犯行と推定していたが（前掲犯罪事件一覽表、澄川検事報告参照、取調の結果、種村、佐藤、皆川、中条の犯行と断定、当初の予審決定もそうなっている。これに対する故障の申立て、前にも述べたごとく種村、佐藤、皆川は、傷害を否認、会議局の故障判決では、種村、皆川の否認だけをみとめた。佐藤はさらに上告審でもそれを主張したが、大審院の容認するところとならなかった。その結果、前掲公訴状となつたわけである。公判廷（二月八日）でも、佐藤は「最初自分ノ氏名ヲ問ハレタル処中条勸助カ切り付ケ直ク逃走シタモノニテ自分ニ於テ切り付ケタル様ナコトハ無之」と、相変らず否認した。しかし、検事は「佐藤金次郎ハ切付ケヌト云フモ喜三郎トノ対質調書ニ依レハ金次郎カ喜三郎ニ切り付ケタルコト明白ナリ」（二月十二日）と主張し、公訴状の見解を変更しなかつた。判決では、佐藤の主張をみとめ、証憑不十分で無罪としている。同時に、中条もまた無罪にしている。中条は未逮捕のため、真疑の断定が困難とみとめたのであろう。これがため、結局、山川傷害の犯人は不明ということになつたのである。

九 明治十八年九月十七日、久野幸太郎脱獄未遂（第一公・40）。この件は、公訴状で次のように述べている。

久野幸太郎ハ……愛知県未決監拘禁中同房者杉浦清兵衛ト俱ニ脱獄ヲ謀リ清兵衛カ房外運動ニ出テタル際、拾ヒ得タル釘志本ヲ研キ付ケ之レヲ以テ明治十八年九月十七日房内便所ノ嵌板ヲ窃カニ切破リ置タルヲ獄吏ニ覚知セラレ其目的ヲ果ササル事

久野は公判廷（二月九日）で、「決シテ左様ノ事ヲナシタルコト無之夫レハ杉野清兵衛カ為シタルコトニ有之候」と述べて否認した。検事は「久野幸太郎ハ自認セサルモ同囚人杉野清兵衛ノ白状ニ依レハ其共犯人タルコト疑ヲ容レス」と、公訴状の見解を変えなかつたが、判決の結果、証憑不十分で無罪となつた。<sup>(27)</sup>

最初の予審決定以来、公判廷の審理、検事の論告、判決の過程において事実認定並に法律適用の変化した個所は、以上の通りであるが（これ以外の事件は、すべて公訴状の事実認定と、判決のそれとが一致している）、判決では別にかんがりの酌量減刑が行われたので、それらによつて各被告の量刑にはまたかなりの変化がみられる。公訴状では、死刑九名、無期徒刑五名、有期徒刑十四名、重禁錮一名であつたが、論告求刑では、死刑六名、無期徒刑八名、有期徒刑十二名、重禁錮一名、無罪二名となり、さらに判決では、死刑三名、無期徒刑七名、有期徒刑七名、重懲役六名、軽懲役二名、重禁錮一名、無罪三名と、一段と軽くなつた。判決が、論告求刑よりも、この程度軽くなることは、当時の刑事裁判の通例であつて、とくに取りたてていふべきこともない。

検事の論告求刑と、判決の結果との異同を表示すると、次の通りである。

前註 旧刑法は第一〇〇条に「重罪軽罪ヲ犯シ未タ判決ヲ經スニ罪以上俱ニ発シタルトキハ一ノ重キニ從テ処断ス」とあるごとく、数罪俱発（併合罪）の場合、吸収主義を採つていた。それがため、数罪俱発の者は、犯した罪の中で、もつとも重い罪一罪で処罰されるわけである。求刑も判決も、その点では変りがない。例えば、大島の場合、罪を免かれるための殺人一件、強盗十件、強盗傷害二件、強盗未遂三件の数罪俱発であるが、その中もつとも重い罪を免かれるための殺人だけで、求刑、判決されたのである。以下、それに同じ。但し、\*印の被告は、一罪だけの者である。なお、表中の条文は、治罪法と明記したものゝをのぞき、すべて旧刑法の条文を示す。

富田勘兵衛	大島 渚	人名		第一	第二	公訴状ノ 事件番号	罪名	適用条文	量刑	判決 事件番号	公訴状ノ 事件番号	第一	第二	罪名	適用 条文	量刑	判決	論告・求刑と判決との相違
		人	名															
22	22																	
同	故殺	犯した罪を免がれるための																
同	右																	
同	右																	
死	死																	
刑	刑																	
22	22																	
22	22																	
同	故殺	犯した罪を免がれるための																
同	右																	
同	右																	
死	死																	
刑	刑																	

鈴木桂太郎*	中条勘助	奥宮健之*	久野幸太郎	塚原九輪吉*	岡田利勝*	祖父江道雄*	皆川源左衛門	山内藤一郎	佐藤金次郎	種村鎌吉	青沼伝次郎	鈴木松五郎
22	35	22	9	30	38	38	35	20	20	20	22	22
殺単 純な故	強盗 傷害	殺単 純な故	同 右	盜持 兇器 強	同 右	十分 強盜 教唆 不 治罪法 四〇一	強盜 傷害	同 右	同 右	強盜 殺人	殺単 純な故	同 右
二九四	三八〇	二九四	同 右	三七 七八	同 右	無 罪	無 罪	死 刑	量幾 ヲ分 求カ ム酌 刑	量幾 ヲ分 求カ ム酌 刑	無 期 徒 刑	死 刑
22	34	22	9	29	ナン	ナン	34	9	34	34	22	22
22	35	22	9	30	38	38	35	9	35	35	22	22
殺単 純な故	強盗 傷害	殺単 純な故	同 右	盜持 兇器 強	同 右	十分 強盜 教唆 不 治罪法 四〇一	強盜 傷害	盜持 兇器 強	同 右	強盜 傷害	殺単 純な故	同 右
二九四	三八〇	二九四	同 右	三七 七八	同 右	無 罪	無 罪	三 七九 一 号 十五 年	同 右	三 八〇	無 期 徒 刑	死 刑
無 期 徒 刑	無 期 徒 刑	無 期 徒 刑	十 五 年 有 期 徒 刑	十 五 年 有 期 徒 刑	無 罪	無 罪	無 期 徒 刑	十 五 年 有 期 徒 刑	無 期 徒 刑	無 期 徒 刑	無 期 徒 刑	死 刑
								第一公訴状第二〇は、判決により の竊盜とされた。それがため死刑を のがれた。	第一公訴状第二〇は、判決により の竊盜とされた。それがため死刑を のがれた。	第一公訴状第二〇は、判決により の竊盜とされた。それがため死刑を のがれた。		

中島 鍵次郎	仁村 菊次郎	水野 正三郎	傍島 桑蔵	加藤 米三郎	服部 三蔵	梅田 与曾右衛門	鬼頭 弥助	安藤 浅吉	寺西 住之助	山内 徳三郎
	5	6	1		6	24	5	32	8	2
4				1						
同 右	同 右	盜持 兇器 強 二人 以上	強盜 傷害	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	盜持 兇器 強 二人 以上
同 右	同 右	三七 七八	三八 〇	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	三七 七八
有期 徒刑	有期 徒刑	有期 徒刑	無期 徒刑	有期 徒刑	有期 徒刑	有期 徒刑	有期 徒刑	有期 徒刑	有期 徒刑	有期 徒刑
40	5	6	1	2、38	6	24	12	31	31	2
	5	6	1	2	6	24	12	32	32	2
4				1						
同 右	同 右	盜持 兇器 強 二人 以上	強盜 傷害	盜持 兇器 強 二人 以上 証不 十分	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	盜持 兇器 強 二人 以上
同 右	同 右	三七 七八 〇九九	三八 〇九 八〇	治罪 法一 四〇	同 右	三七 七八 〇九九	同 右	同 右	同 右	三七 七八
八輕 懲年 役	八輕 懲年 役	十重 懲年 役	九重 懲年 役	無 罪	十重 懲年 役	十重 懲年 役	十一 有期 徒刑 一年	十一 有期 徒刑 一年	十三 有期 徒刑 三年	十三 有期 徒刑 三年
情狀酌量一等減	情狀酌量一等減	情狀酌量一等減	情狀酌量二等減	証拠不十分無罪	情狀酌量一等減	情狀酌量一等減				



村上辰右衛門	鶴海善次郎	松* 永 広 徳
15	15	5
同 右	強盜傷害	贓物領得
同 右	三八〇	三九九
無期徒刑	無期徒刑	三月以上 一年以上 重禁錮 金附加
51	51	41
15	15	5
同 右	強盜傷害	贓物領得
同 右	三八〇 九八〇	三九九
九重懲年役	十重懲年役	重禁錮 二年 罰金十 監視一 年
情状酌量二等減	情状酌量二等減	

後註 旧刑法の關係条文を左に掲げる。

第一七条 徒刑ハ無期有期ヲ分タス島地ニ發遣シ定役ニ服ス

有期徒刑ハ十二年以上十五年以下トス

第二二条 懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス

但シ六十歳ニ滿ル者ハ第十九条ノ例ニ從フ

重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下トナス

第六七条 重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

一 死刑 二 無期徒刑 三 有期徒刑 四 重懲役 五 輕懲役

第八九条一項 重罪輕罪違警罪ヲ分タス所犯情状原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得

第九〇条 酌量減輕ス可キモノハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第二九四条 故意ヲモツテ人ヲ殺シタルモノハ故殺ノ罪ト為シ無期徒刑ニ処ス

第二九六条 重罪輕罪ヲ犯スニ便利ナルタメ又ハ已ニ犯シテ其罪ヲ免カル、為メニ人ヲ故殺シタルモノハ死刑ニ処ス

第三七八条 人ヲ強迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト為シ輕懲役ニ処ス

第三七九条 強盜左ニ記載シタル情状アル者ハ一個毎ニ一等ヲ加フ

一 二人以上共ニ犯シタル時

二 兇器ヲ携帯シテ犯シタル時

第三八〇条 強盜人ヲ傷シタル者ハ無期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ処ス

第三九九条 強竊盜ノ贓物ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故売シ若クハ牙保ヲ為シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加ス

治罪法第三〇一条 檢察官公訴ヲ抛棄スト雖トモ裁判所ニ於テハ本案ニ付キ相當ノ裁判ヲ為スヘシ

同 第四〇一条前段 犯罪ノ証憑充分ナラサル時ハ無罪ノ言渡ヲ為シ且被告人ヲ放免スヘシ

このように、名古屋重罪裁判所の判決の結果は、一般に検事の求刑よりは軽くなつたが、被告の一部には、なお、右判決における事実認定、法律適用に異議を唱え、大審院に上告したが、遂に棄却となつたことは、前節でも述べた。次に、大審院に対する上告理由、それに対する棄却の理由を、表示すると、次の通りである。

前註 大島、鈴木松、皆川、鬼頭、松永等は上告趣意書を提出、さらにつづけて鈴木は上告追申書を、皆川は上告弁明書を追加提出した。しかし、私はこれらの書類を披見する機会をもたない。しかし、その内容の大体は、それを棄却した大審院判決の内容から推測することができ。この判決文の中には、前掲三書類の文章そのままと思われるものの引用もかなりある。

次表の内、「」の中には、すべて大審院判決文の原文である。他は、私が右判決文の關係部分の内容を要約したものである。

人名	上告理由	棄却理由
大島	<p>1 犯罪の個数数十個に涉り服し難き点がある。(後註1)</p> <p>2 平田橋事件(第一公訴状事件番号二二、判決事件番号二二)で、大島の「ヤツテシマヘ」の一言で、皆が殺意を生じたというが、「抑々ヤツテシマヘ」の語ハ甚タ広漠ナル意義ヲ有スルモノナリ然ルニ之ヲ狹隘ニモ殺シテシマヘト云ヘル意義ナリトシタルハ当然ノ解釈トハ云フヘカラス」(後註3)</p> <p>3 右事件で、中村知時殺害に關して「上告人ニ於テ決シテ下手シタル証ナシニ共犯人ノ言ニ依ルモ凡ソ他人ノ犯罪ヲ虚構シテ自己ニ其罪ヲ免カレントスルハ共犯人ノ常ナルヲ以テ共犯人ノ言語ハ信スルニ足ラス然ルニ其証ナキニ下手人ノ一人トシタルハ之ヲ不当ノ推測ト謂ハサルヲ得ス」</p>	<p>上告人の利害に關係なき故「之ヲ略シ云々」と述べて、理由を説明していない。(後註2)</p> <p>「ヤツテシマヘ」の「語ハ被告人カ犯罪ノ所業上ニ顯出シタル事柄ニシテ則チ證據彼處中ノ一部ニ居ルモノナレハ裁判官カ心証ヲ画スルノ資タルニ過キス之ヲ殺シテシマヘト云ヘル意義ナリ殺害ハ此一語ニ起因セルモノナリト為スモ一ニ裁判官ノ心証ニ画スルニ任シタル所ナレハ何人モ之ヲ拘束スルヲ得ス」</p>

鬼頭		皆川		鈴木松			
2	1	2	1	2	1	5	4
事実調べもなく裁判言渡は違法である。	鬼頭が逮捕されたのは十八年八月七日であり、時すでに、予審言渡、故障判決、上告判決全部終つていた。したがつて欠席終結言法である。公判に附されたが、取調もなく公判に附したのは、違法である。	明治十七年十二月十四日、長草村戸長役場強盗傷害事件(第一公訴状事件番号三五)判決事件番号三四)間、強盗や傷害の現場に告弁明書)でも皆川は、その点を強調している。	明治十七年十一月十六日、森田喜兵衛強盗傷害事件(第一公訴状事件番号二七)判決事件番号二六)に参加せず、「上告弁明書」で皆川は、同事件で強盗の見張をした事実なしと強調している。	前掲平田橋事件で、直接手を下さず。さらに「上告追申書」で鈴木は、「一、二共犯者ノ僅々信スヘカラサルノ伝聞ヲ申立テタルノミニテ伝聞証拠ハ他ニ之ヲ確カナラシムル助証ナケレハ決テ採テ有罪ノ材料ト為スニ足ラス」としている。	○、判決事件番号二〇)で、鈴木は「罪ヲ免カル、意思ナシ」さらには「上告追申書」によると、鈴木は「罪ヲ免カル、意思ナシ」手ヲ下シタトシテモ「毆打ノ罪」のみとしている。	二十年二月四日に公判開廷、翌五日に傍聴を禁止したが、まだ公判を開かない以前に被告事件ノ果シテ公安ヲ害スルヤ否モ知ルヘカラサル」故に治罪法第四一〇条八号(後註4)で上告の理由がある。	右事件で、罪を免かれるための殺人というが、「当時ノ情状ヨリ考フルニ乞食様ナル風俗ノ者来リテ無法ニモ往来ノ者ヲ尋問シタルヨリ忽チ鬭争ヲ始メタルモノニシテ実ニ吐嗟ノ間ニ生シタル事ナルコトハ共犯人並ニ切害地近傍ノ往時ノ罪ヲ回想シテ之ヲ免レンサル事段ナリ然ルニ此ハ万々アルマシキ事実ナリ」
公判で訊問を行つた。	予審判事は治罪法第二三一条に拠つたのである。(後註5)	鈴木松1に対する理由に同じ。	大島5に対する理由に同じ。	「共犯人ノ陳述ヲ採ルト否トハ裁判官ノ職権ニアリ被告人ノ啖ヲ容ルヘキ所ニ非ス」	「是唯犯罪ノ事実ナシト弁疏シ覆ヲ求ムルニ外ナラス抑上告ハ法律上誤謬アル場合之カ更正ヲ求ムルノ訴ニシテ事実ノ覆審ヲ求ムルノ訴ニ非ス 上告ノ理由ト為スヲ得サルモノトス」	「二月四日公判開廷ニ先チ本案訊問弁論中傍聴ヲ禁スル旨ノ言渡ヲ為シ當日傍聴禁止ノ揭示ヲ為シタルコトハ公判始末書登記スル所ニ依テ明白」である。	「犯罪証憑ノ有無及取捨ニ対シ論難ヲ為スニ過キス」

備考	小口弁の護人張弁論			松永			3	
	4	3	2	3	2	1	3	
	明治十七年十一月十六日、森田喜兵衛方強盜傷害事件（第一公訴狀事件番号二七）、判決事件番号二六）で、大島が「喜助ノ背部ヲ毆打シ云々」とあるが、「喜助」なるもの存在せず、喜兵衛のことか。	明治十八年十月六日、鈴木松五郎脱獄未遂の件（第一公訴狀事件番号三九、判決事件番号三六）の適用条文が刑法第四二条とあるが、これは誤りである。	明治十六年十二月二十八日、竹居勘右衛門方強盜未遂事件（第一公訴狀事件番号三、判決事件番号三）、十七年六月十八日、日高善兵衛方強盜未遂事件（第一公訴狀事件番号一七、判決事件番号一七）、十七年七月四日、広瀬栄太郎方強盜未遂事件（第一公訴狀事件番号一九、判決事件番号一九）は、いづれも、未遂ではなく、予備にすぎない。	公判廷で朗読をなさざる証人の陳述を以て証拠としたのは越権である。	右事件に関する警察調書は「訊問ノ際繼テ以テ打タレ耐忍スル能ハサルヨリ架空妄誕不実ヲ申立タル」ものである。	右事件にまき込まれたのは、富田、安藤から借金への申入れがあり、それを断つたので、仕返しをうけたのである。	明治十七年十月八日、贓物領得の件（第二公訴狀事件番号五、判決事件番号四一）では、贓金たることを知らず、金銭をもらい、且つ金銭の入つた風呂敷をあずかり安藤にわたした。	有罪の自陳は一切してない。
	上告審の対手人原裁判所檢察官名古屋控訴院檢察長加納謙は「被告人大島渚外四名カ上告趣旨ハ何レモ適法ノ原由ナキモノナレハ当然棄却アラントラ希望スル旨答弁」した。上告審の立会大審院檢事加納久宜は「被告人等カ上告趣旨及ヒ代言人カ擴張説ハ共ニ原裁判ノ破毀ヲ求ムル原由ナキ旨意見ヲ開申セリ」	判決原本では「百四十二条」とあり、謄本が「四十二条」と誤記されたのみ。	「己ニ其家宅ニ侵入シタルハ即チ目的タル強盜ニ着手セルモノニテ予備ノ境界ヲ離レテ未遂犯ノ境界ニ達シタルモノナルハ論ヲ俟タス」	「被告人其他訴訟關係人ニ対シ尚ホ朗読弁解ノ請求ヲ為スヤ否ヤヲ問ヒ其請求セサルモノノミ略シテ之ヲ為サス」。「証拠中或ハ朗読弁解ヲ為サンメサルモノアルモ擅横ノ処分ナリト云フヲ得サルナリ」	「原裁判所ノ認メサル所ナリ其認メサル事實ニ対シ上告スルモ其原因ナキモノトス」	鈴木松一に対する理由に同じ。	鈴木松一に対する理由に同じ。	

後註(1) 大島の上告趣意書をみる機会をもたない私には、どの犯罪の事実認定に不服を唱えたかは知るに由ない。前にも述べたごとく、大島

は、十八年四月三十日の予審言渡に対する故障申立ては、十七年十月二十三日、原田重助方強盜未遂以外は、全部否認、十九年十月二十六日の予審言渡に対する故障申立てでも、自己の關係する三件の強盜全部を否認（この中、彼の主張が通つたのは、検事が公訴放棄した十年十二月西生寺強盜の一件だけである）していたから、上告審でも、かなりの事件数に、異議を述べたことと思われる。

(2) 前に述べたごとく、旧刑法は數罪俱発に対して吸收主義を採用しているから、もつとも重い罪以外の犯罪の有無は、最終的量刑には關係ない。故に、そうした量刑に無關係の争点については解答しなかつたのである。

(3) 大島は、公判廷（二月七日）でも「自分ハ遣テ仕舞トハ申タルコト無之松五郎カ何者カ分ヌ奴ニトジメラレ居ル故見苦敷ト申タルコトニ有之候」と述べていた。

(4) 第四一〇条には「檢察官及被告人ハ予審又ハ公判ノ言渡ニ対シ左ノ場合ニ於テ上告ヲ為スコトヲ得」「八 裁判言渡ヲ公行セサル時」とある。

(5) 第二三一条には「被告人ヲ逮捕スルコト能ハサル場合ニ於テ重罪裁判所 …ニ移スノ言渡ヲ為シタル時ハ其旨ヲ言渡書（予審ノ手塚註）ニ記載スヘシ」とある。

前表でわかるように、上告理由は、ほとんどすべて事実問題の争いである。元來、大審院は「法律上ノ誤謬アルトキニ覆審スルノミニ限リテ決テ事実上ニ立入りテ裁判スルコトナシ」<sup>(28)</sup>とするものであるから、事實認定の争点をもちこんだ場合、直に一蹴されるのは当然である。名古屋事件の裁判に關し、大審院に上告して、最後まで争うべき法律上の問題点ありとすれば、それは内乱予備の強盜を単に強盜罪として処罰することの是非を措いては、他に考えられない。もちろん、「強盜罪」<sup>(29)</sup>説は、前にも一言したごとく、旧刑法の一解釈として成立するものでもあり、また加波山事件の先例に徴するも、そうした上告理由は、大審院の容認するところとはならなかつたであらうが、それにしても、名古屋重罪裁判所の判決に対し、正面から正々堂々と挑戦し、大審院法廷で是非を決すべき法律上価値ある問題であつたことは間違いない。名古屋事件の裁判において、被告並びにその弁護人が、この問題に關心を示さなかつたことは、かえすがえすも遺憾というべきであらう。

(1) 一月八日、東京から護送されて名古屋警察署に着いた大島は、同年十五日早朝、房内で首をつり人事不省に陥つたが、巡査加藤義保の人工呼吸によつて蘇生した（明治十八年一月十五日、名古屋警察署巡査花井道定より署長警察部安田退三宛報告書）。

(2) 愛岐日報前編集長広瀬重雄は、村松愛蔵との共犯容疑で、十七年十二月、名古屋警察署に引致、取調をうけたが自白しなかつたところ、たまたま久野、塚原が強盗謀議の共犯人として彼の名をあげたので、今度はその容疑で追及されたが自白せず、警察、検事側も、彼が飯田事件、名古屋事件いづれの共犯者かに、一時は迷つたようである。しかし、翌十八年二月中旬、飯田事件の共犯者たる旨を自白しはじめたので、名古屋事件の容疑は解消した。なお、広瀬は飯田事件の予審では、内乱罪で「有期流刑」とされていたが、公判の際、検事が公訴を抛棄、判決で無罪とされた。

(3) 拙稿・前掲飯田事件・本誌第三十四卷一・三二頁以下参照。

(4) この真議と相前後して、検務局においては、澄川検事の報告全部を一括して司法卿へ上申する書類の案文が作成されたが、結局上申されなかつた。同書類の起案者齋藤藤石(検務局三等属)は、「本案へ通常ノ犯罪ナルヲ以テ通常ノ手続ニ従ヒ取扱フヘキ旨御達相成候ニ付爾来通常ノ取扱ヒ為シタルヲ以テ別ニ報告等ノ事ナシ。依テ一件ノ局ヲ結フ。但此電覽ニ供スルノ案ハ上局へ提供セスト雖モ他日本案ヲ採ル等ノ事アルニ当リテハ便利アルヘキト考フ。故ニ之ヲ存ス」と、提出されなかつた上申書に手記している。これによつてみると、山田司法卿は、詳細な事件の内容は報告をうけず、検務局長の簡単な稟議にもつき、澄川検事への指令を發したものと思われる。

(5) 国事犯事件として処理された飯田事件の場合には、予審が終結、公訴状提起の段階で、担当検事は検務局長を通じ、司法卿の指示をうけている(拙稿・前掲飯田事件・本誌第三十四卷一・三五頁以下)。

(6) 高等法院については、拙稿・前掲福島事件・本誌第三十二卷十一号・八頁以下参照。

(7) 前掲福島事件・二七頁以下参照。

(8) 名古屋事件につづく、群馬事件も強盗、放火、殺人、兇徒聚衆罪(明治二十年七月、前橋重罪裁判所判決)、静岡事件も強盗罪(明治二十年七月、東京重罪裁判所判決)でそれぞれ処断されている。なお、飯田事件だけが内乱罪を適用されたのは(明治十八年十月、長野重罪裁判所判決)、強盗その他の暴力行為が全くなかつたからである。

(9) 宮城浩蔵「日本刑法講義」(明治十七年)下巻・六六頁、千阪彦四郎「日本刑法実用」(明治二十一年)・一一一頁。

(10) 宮城浩蔵「刑法正義」(明治二十六年)下巻・五二頁。

(11) 宮城・前掲刑法講義・下巻・六六頁―六七頁。

(12) 拙稿・「秋田事件裁判考」・本誌第三十五卷一・四二頁以下、拙稿・「秋田県立志社暴動事件判決書」本誌第三十四卷十号・八四頁以下等参照。

(13) 宮城・前掲刑法正義・下巻・四九頁以下。

(14) 前掲書・上巻・六八〇頁。

(15) 明治二十一年に出版の江木衷「現行刑法各論」は、なおこの説を採っている(五三頁―五四頁)。

自由党名古屋事件裁判考

(16) 明治三十八年に出版の小樽伝「刑法各論」第二編は、数罪俱發ではなく法規の競合として、「二個ノ法比照シ重キ刑ヲ科ス」(三五頁)といふ新説をのべている。

(17) 野田・前掲大島伝・一一五頁。私もかつて、これと同じ誤つた推測をしたことがある(拙稿・前掲飯田事件・本誌第三十四卷一・四七頁)。ここに訂正したい。

(18) 前掲自由党史・下巻・五七頁、一二三頁。なお、拙稿・前掲福島事件・本誌第三十二卷十一号・三三頁・註(11)参照。

(19) 前に述べたごとく、多くの被告が理由なくして弁護人を自ら選任せずにしたところにも、それら被告達の法廷闘争意識の低さが感ぜられる。

(20) 第一公訴状事件番号四一と、第二公訴状事件番号二は、判決で合併され、事件番号三七となつた。したがつて、判決有罪事件数は五五件である。

(21) 旧刑法第一〇五条は、「人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サシメタルモノハ亦正犯ト爲ス」とあり、また第一〇八条には、「事ヲ指定シテ犯罪ヲ教唆スルニ當リ犯人教唆ニ乘ジ其指定シタル以外ノ罪ヲ犯シ又ハ其現ニ行フ所ノ方法教唆者ノ指示シタル所ト異ナル時ハ左ノ例ニ照シテ教唆者ヲ処断ス 一 所犯教唆シタル罪ヨリ重キ時ハ止ダ其指定シタル罪ニ從テ刑ヲ科ス 二 所犯教唆シタル罪ヨリ輕キ時ハ現ニ行フ所ノ罪ニ從テ刑ヲ科ス」とある。

(22) 宮城・前掲刑法正義・上巻・七三二頁。

(23) 旧刑法第二九五条は、「肢解折割其他慘刻ノ所為ヲ以テ人ヲ故殺シタル者ハ死刑ニ処ス」とある。

(24) 宮城・前掲刑法講義・下巻・四六〇頁。

(25) 伊藤氏は、奥宮について「健之は、此事件に依つて、巡查殺しの正犯であるから、どうしても死刑にならなければならなかつたのだが、兄の正治(広島始審裁判所検事・手塚註)が、非常に心配して、それがためでもなからうが、死一等を減ぜられて、無期徒刑となつた」(前掲裏面史・三六七頁)としておられた。ところが、鈴木氏は、正治は「宮城控訴院長の時、幸徳事件に弟健之が連座したので、責任を感じて辞職したが、板垣岐阜遭難の時は岐阜裁判所検事で、平田橋事件の時は広島裁判所に居た筈だが、健之の殺人裁判に就ては、裏面の救済運動に骨折つたらしい」(前掲憲政史料・一四六頁)と、はつきり述べている。真疑の程は知るに由ないが、一説として掲げておく。

(26) 予審決定では、旧刑法第三〇一条、第一三九条、第一四〇条が適用され、官吏の職務を妨害した殴打創傷の罪としていたが、公訴状では、第三〇三条の罪を免かれるための殴打創傷の罪に変更された。

(27) 田岡・前掲叛臣伝には、奥宮の未決監獄未遂の一件が詳しく述べられているが(一一三頁以下)、公訴状には、そうした一件はない。奥宮が十八年五月三日、名古屋の同志近藤寿太郎宛「拝呈陳ハ去ル一日小生等ノ連中ハ悉ク予審終結ト相成刑法第二百九十六條ニ該ル罪トナン則チ死刑ノ終結ナリ尤モ小生ハ此終結ノ不当ナリトシテ直チニ故障申立テ飽クマテ公判ニナルモ上告スル積リナリ元ヨリ預メ期シタル事ニテ今日ニ及ンテ敢テ死ヲ惜ムニハアラサレトモ汚辱ヲ受ケ且ツ素志ヲ貫徹スルコト能ハスシテ死スルハ如何ニモ遺憾ニ不堪如何ニシテモ今一度社会ニ

出テ素志ヲ達セスンバ小生等地下ニ隠スルコト不能内ヨリパスチールノ轍ヲ踏マント欲スレトモ如何セン小生ハ別監ニ入レラレ同囚者悉ク輕罪ノモノニテ共ニ謀ルニ足ラス日夜憤恨ニ不堪宜シク御推察ヲ乞フ昨日ハ稻辻氏放免トナリタレバ獄中ノ情状ハ百事御聞被下度外ヨリパスチールノ轍ヲ行ハント欲スレハ誠ニ容易ナリ獄中ニテハ夜間看守一人押丁四人都合五人ノミ惟タ一点ノ義心小生等ノ死ヲ救フニ足ル篤ト御勘考奉希候。東京ヘモ密カニ此辺御報知ヲ乞フ……小生等社会ヲ出ツルコトヲ得ハ百生ノ恩ハ惟タ一死ヲ以テ報スヘシ」と、破獄依頼の一文を、放免の同囚に託して送らんとしたが、当局に没収されたことはある。

(28) 井上・前掲治罪法講義・上巻・六一二頁。

(29) 加波山事件、秩父騒動および静岡事件等の裁判の研究は、これまでなされたものがない。他日、私は機会をみて、それを果したいと思つてゐる。

## 五 む す び

以上が、名古屋事件裁判の全貌である。同時に、名古屋事件そのものの内容も、一応は明らかになつたことと思われる。

飯田事件、福島事件などの場合、法廷において堂々被告が所信を述べ、いかにも国事犯らしい雰囲気の評判であつたのに反し、名古屋事件の場合は、兇悪な集団強盗殺人事件のそれでしかなかつた。もつとも、最初から強盗事件の評判として行われたのであるから、止むをえなかつたかも知れないが、それにしても、関係者の態度如何によつては、かなりの法廷論争もできた筈である。それが、平凡な刑事裁判に終つたのは、結局、強盗のための強盗にとどまつた事件そのものの内容と、関係者の多数がそれにふさわしい経歴しか持つていなかつたことの結果からしむるところであろう。

最後に、北海道集治監に収容された奥宮が、しばしば脱獄を企てたことが、これまで、諸文献にみえているが、最近、供野外吉氏の調査によつて、全く事実無根であることが判明したことを附記しておく。<sup>(1)</sup>

(1) 田岡・前掲叛臣伝・一一六頁、絲屋寿雄「大逆事件」(昭和三十五年)・一三五頁等。

(2) 供野外吉「自由民権運動余瀝——破獄逃走と奥宮健之の行状——」・明治史料第四号・四一頁以下参照。



後記 本稿起草に際し、名古屋地方検察庁総務部長検事小磯省吾氏並びに副検事伊藤金市氏から、資料閲覧について、特別の御配慮を賜った。ここに記して厚く感謝の意を表したい。

なお、本研究は、昭和三十七年度慶應義塾学事振興資金の補助によるものである。

(昭和三十八年一月八日稿)